

特許庁委託  
ジェトロ知的財産権情報

# 模倣対策マニュアル

タイ編

2008年3月

JETRO

## 第4章 行政的救済

### 4-1. 税関における水際措置

タイの法律で規定されている方法、原則及び規則では、違法貨物の輸出入を共に禁じているのに対し、TRIPS 協定では主に輸入対策を扱っている。一方、通関地点で保護される知的財産権は、TRIPS 協定の第 51 条から第 60 条までの規定における国境措置の手續きに基づき、商標権及び著作権（著作隣接権を含む）保護のみである。不正商標商品あるいは著作権侵害物品に対する保護手續きについては後述する。

一方、商標権やあるいは著作権を除くその他の権利、例えば、特許権や意匠権については、税関の原則や規則で直接的な規定がないが、タイの税関の責務の一つとして、その他の税関の犯罪を含む、密輸や脱税の抑制及び取り締まりと併せてタイの税関で保護される。

税関係官は、権利所有者の申請に従って、特許あるいは意匠を侵害すると思われる輸出入品の差し止め及び押収も行っている。特許及び意匠の権利所有者は、もし自らの権利を侵害している疑いのある貨物がタイで輸出入されることがわかった場合、自らの権利を侵害する疑いのある輸出入貨物の差し止めを税関に求めることが出来、税関は権利者の要求の元で捜査目的でその貨物を差し止めなければならない。しかし、実務上、特許あるいは意匠については、権利内容が商標や著作権よりも複雑であるため、限られた時間内で権利者が権利侵害を確定することは大変難しい。

### 4-2. 税関業務に関連する TRIPS 協定関連条項

税関当局による物品の解放の停止：（第 51 条）

- ・ 加盟国は、不正商標商品または著作権侵害物品の輸入がなされると疑うべき理由を有する権利者が書面により申し立てを行うことが出来る手續きを採用する。
- ・ 加盟国はその他の知的所有権の侵害にかかわる物品に関しても申し立てを行うことを可能とすることが出来る。
- ・ 加盟国は、国内から輸出される侵害物品の税関による物品の解放停止についても同様の手續きを規定することが出来る。

申し立て：（第 52 条）

- ・ 第 51 条の輸入差し止めに関する手續きの申し立てには、物品に対する十分な証拠及び記述を提出することが要求される。
- ・ 権限のある当局（税関）は、申し立ての受理及び税関の措置期間について、申立人及び輸出入者の両方に通知しなければならない。

担保あるいは同等の保証：（第 53 条）

- ・ 権限ある当局は、申立人に対し、被申立人及び権限ある当局を保護し並びに乱用を防止するために十分な担保または同等の保証の提供を求める権限を有する。
- ・ 意匠、特許、集積回路または非公開情報に関わる貨物の通関が、司法機関その他の独立機関以外の判断を根拠に税関によって停止され、物品の解放停止の期間が、正規の権限を有する機関の前提的救済が与えられることのないまま経過した場合、輸入者その他は、権利者を保護するに至る額の担保を支払わなければならない。

物品の解放の停止の通知：（第 54 条）

- ・ 輸入者及び申立人は、物品の解放停止に従い、物品の解放停止を直ちに通知される。

物品の解放の停止の期間：（第 55 条）

- ・ 10 営業日の物品の解放停止が通知され、必要に応じてさらに 10 営業日の間延長されることが出来る。

物品の輸入者及び所有者に対する賠償：（第 56 条）

- ・ 関係当局は、誤った留置により生じた損害に対して輸入者に適切な賠償の支払いをするよう申立人に命じる権限を有する。

点検及び情報に関する権利：（第 57 条）

- ・ 関係当局（例えば、税関）は、留置された物品を検査するための機会を申立人及び輸入者に与える。

職権による行為：（第 58 条）

- ・ 加盟国が、権限ある当局に職権上で行動するよう求めた場合、権限ある当局は、必要に応じて権限の行使に要する情報を権利者から求めることが出来る。
- ・ 輸入者及び権利者は物品の解放停止について直ちに通知され、輸入者は物品の解放停止に対して異議申し立てを行うことが出来る

救済措置：（第 59 条）

- ・ 不正商標商品に対し、当局は変更ないままの状態での侵害物品の再輸出を許可してはならず、侵害物品の廃棄または排除を命ずる権限を有する。

少量の輸入：（第 60 条）

- ・ 加盟国は、旅行者の個人的荷物に含まれ又は小荷物として送られる少量の非商業的な貨物については、上記の規定を除外することが出来る。  
（第 51 条から第 60 条までの全条文は ANNEX を参照）

#### 4-3. 税関業務に関連するタイ知的財産関連法規

通関手続きでの知的財産権の侵害保護に関する法規は、税関の法律や知的財産関連法、さらに商務省下にある物品輸出入法といったその他の法律によっても保護されている。知的財産権関連の法規は以下の通りである。

タイ王国輸出入法 1979 年（仏暦 2522 年）（第 5 条、第 16 条、第 20 条） タイ王国への輸出入品に関する商務省告示 1987 年（仏暦 2530 年） タイ王国への輸出入品に関する商務省告示（第 94 集）1993 年（仏暦 2536 年） タイ王国への輸出入品に関する商務省告示（第 95 集）1993 年（仏暦 2536 年） タイ王国への輸出入に関する商務省告示（第 96 集）1993 年（仏暦 2536 年） タイ王国税関局法 1926 年（仏暦 2469 年）（第 40 条、第 45 条、第 27 条及び第 7 条の 2） タイ税関局一般指導第 2 号 1988 年（仏暦 2531 年、追加税関規則 1987 年） タイ税関局一般指導第 27 号 1993 年（仏暦 2536 年、他人の著作権侵害物品についての実施規則） タイ税関局告示第 28 号 1993 年（仏暦 2536 年、他人の著作権侵害物品についての実施規則） タイ国特許法 1979 年（仏暦 2522 年）（第 36 条） タイ国商標法 1991 年（仏暦 2534 年）第 110 条 タイ国著作権法 1994 年（仏暦 2537 年）第 31 条、第 70 条、第 75 条
---

以下、詳細を記述する。

(1) タイ王国輸出入法 1979 年（仏暦 2522 年）（第 5 条、第 16 条、第 20 条）

第 5 条：

経済の安定、公共の利益や健康、国家の機密、公共の秩序やその他国家の利益に必要である場合、商務省は、国会の承認を得て、以下の事案に関して官報で告示を設置する権限を有する。

- [1] 輸出入禁止貨物の特定
- [2] 輸出入のライセンスを必要とする貨物の特定
- [3] 輸出入される貨物のカテゴリー、種類、品質、基準、数量、大きさ、サイズ、重さ、価格、商号、サイン、商標、貨物の起源を特定
- [4] 輸出入追加税の必要な輸出入貨物の特定
- [5] 国際的合意あるいは貿易基準に基づき、原産地、数量あるいはその他の事柄に関する証明書を必要とする輸出入貨物の特定
- [6] 本法に基づく輸出入の規則で規定されるその他の事項の特定

第一段落に基づく告示の変更あるいは撤廃は、第一段落に準じる。

#### 第16条：

税関法の規定、及び物品の検査及び密輸品の保護、検査、差し止め及び没収、侵害者の逮捕、訴訟についての税関係官の権限は、本法の輸出入法に準じる。

#### 第20条：

第5条（1）第7条第一段落に基づく禁制品を輸出あるいは輸入する者は、だれでも10年を超えない懲役あるいはその輸出入品の価格の5倍に相当する額の罰金を支払うか、その両方を科せられ、さらに貨物やその貨物の輸送や運搬に使用されたコンテナや乗り物も押収される。

もし違反者が逮捕された場合、裁判所は、検察官の告訴に従って、裁判所が押収したその貨物の販売額の手取り額の30パーセントを情報提供者に、20パーセントを係官に褒賞として支払わなければならない。もしくは、何の押収物もなくあるいは押収物が売れなかった場合、褒賞は裁判所に支払う罰金から差し引かれなければならない。

もし情報提供者がいなかった場合、裁判所が押収したその貨物の販売額の手取り額の30パーセントは、逮捕した係官に支払われるか、あるいは提出物が押収されなかったか又は売れなかった場合、その褒賞は裁判所に支払う罰金から差し引かれなければならない。

逮捕に関わった情報提供者や係官が複数いた場合、褒賞は平等に分配されなければならない。

押収物があるが侵害者が逮捕されなかった場合、外国貿易局の局長は、商務省の承認を得て、国に与えられる押収物の販売額の手取り額から、本条文で規定された率を超えない額の褒賞を支払う権限を有する。

#### （2）タイ王国への輸出入品に関する商務省告示1987年（仏暦2530年）

本告示は1987年10月14日に発効し、国内外を問わず登録商標の権利者の商標を模倣した物品のタイ国への輸出入を禁じている。

#### （3）タイ王国への輸出入品に関する商務省告示（第94集）1993年（仏暦2536年）

本告示は1993年4月21日に発効し、録音装置（例えばカセットテープ）、録音ディスク（例えばコンパクトディスク）、音や絵を有する装置（例えばビデオカセットテープ）、コンピュータプログラム、書籍やその他の不正品をタイに輸出あるいは輸入することを禁じている。一方、研究用かあるいは非商業目的で個人が適当な量で輸出入をする場合は除かれる

#### （4）タイ王国への輸出入品に関する商務省告示（第95集）1993年（仏暦2536年）

本告示は1993年4月21日に発効し、著作権の著作物を複製あるいは改ざんして著作権者の権利を侵害しているという疑いのある物品に対して、著作権者あるいはその権限委任者は、通関手続きの前あるいはその物品が輸入者の手元に渡る前に、税関に対してその物品の輸出入を差し止め、検査するよう申請することが出来る。

#### （5）タイ王国への輸出入に関する商務省告示（第96集）1993年（仏暦2536年）

本告示は1993年6月10日に公示され、カセットテープ、ビデオテープ、CDの著作権侵害に使用できる機器をタイに輸入する際には、商務省の規定する省令に従って、許可を求めなければならない。

#### （6）タイ王国税関局法1926年（仏暦2469年）（第40条、第45条、第27条及び第7条の2）

##### 第40条：

税関での貨物の解放前に、輸入者は、税関に関する本法律その他の関連法律を遵守し、申請書を提出し、必要な関税を支払い、あるいは保証金を支払わなければならない。保証金については、局長の規定する規則に従うものとする。

局長に申請書が提出され、局長がその貨物を早急に解放する必要があると判断したとき、局長は自らの判断により、第一段落の規定に関わらずその貨物の解放に関する権限を有するが、局長の規定する条件に従って行わなければならない。さらに、もしその貨物に税金がかかる場合、局長の求める金額あるいはその税金と同額の保証金を支払わなければならない。

第 45 条 :

貨物の輸出の前に、輸出者は、税関に関する本法律その他の関連法律を遵守し、申請書を提出し、必要な関税を支払い、あるいは保証金を支払わなければならない。保証金については、局長の規定する規則に従うものとする。

局長に申請書が提出され、局長がその貨物を早急に輸出する必要があると判断したとき、局長は自らの判断により、第一段落の規定に関わらずその貨物の解放に関する権限を有するが、局長の規定する条件に従って行わなければならない、さらに、もしその貨物に税金がかかる場合、局長の求める金額あるいはその税金と同額の保証金を支払わなければならない。

第 27 条 :

何人も、タイ国から脱税品、禁制品あるいは税関を通関しない貨物を輸出入しようとした場合、あるいは当該貨物を輸出入した場合、あるいはいずれかの方法で輸出入することを幫助した場合、公的な権限なく船舶、波止場、倉庫、保管倉庫、秘密の隠し場所あるいは店から、当該のいずれかの貨物を取り除いたり又は取り除きを幫助した場合、あるいは当該のいずれかの貨物を停泊、保管、秘匿、秘匿を許可した場合、あるいは当該のいずれかの貨物をいずれかの方法で運んだり、移動した場合、あるいは当該のいずれかの貨物を、輸入、輸出、荷揚げ、倉庫保管、輸送に関する税関法やその他の関連するすべての法規に関して回避する場合、あるいは当該のいずれかの貨物の禁止や制限を回避した場合、その者は、当該貨物の支払うべき税金の 4 倍に相当する額の罰金を支払うか、もしくは 10 年を超えない懲役、又はその両方を科せられる。

第 7 条の 2 :

何人も、その貨物が脱税品、あるいは禁制品の輸入であることを知りながら、それを隠匿、販売補助、廃棄補助、販売受け入れその他の行為を行った者は、当該貨物の支払うべき税金の 4 倍に相当する額の罰金を支払うか、もしくは 10 年を超えない懲役、又はその両方を科せられる。

(7) タイ税関局一般指導第 2 号 1988 年 (仏暦 2531 年、追加税関規則 1987 年)

商標を模倣している疑いのある商標に対する商標検査を規定している。

(8) タイ税関局一般指導第 27 号 1993 年 (仏暦 2536 年、他人の著作権侵害物品についての実施規則)

本一般指導は、1993 年 7 月 23 日に公布され、7 月 26 日に発効された。著作権を侵害している疑いのある物品に対する検査手順が規定されている。

(9) タイ税関局告示第 28 号 1993 年 (仏暦 2536 年、他人の著作権侵害物品についての実施規則)

本告示は 1993 年 7 月 23 日に公布された。タイ王国内の輸出入に関する商務省告示 (第 94 集及び第 95 集) 1993 年に従って税関局の任務が適格に行われるようにするために規定された。

著作権の著作物を複製あるいは改ざんして著作権者の権利を侵害しているという疑いのある物品に対する著作権者あるいはそのライセンサーによる税関への輸出入差し止め検査申請の手順が規定されている。

(10) タイ国特許法 1979 年 (仏暦 2522 年) (第 36 条)

第 36 条 :

特許権者は次の独占的権利を有する。

- 1) 物に関する特許権の場合、生産すること、使用すること、販売すること、販売のために所持すること、販売のための申し出又は国内に輸入すること。
- 2) 方法に関する特許権の場合、特許権に基づき方法を使用すること、生産に使用すること、販売すること、販売のために所持すること、販売のための申し出、特許権による方法を使用して生産した製品を販売又は輸入すること。

第 1 項は次の条項には適用しない。

[1] 特許権者の通常利用に反しない場合や特許権者の権利上の利益に損害を与えない限り、教育、分析、実験あるいは研究に利する行為。

- [2] 製造者あるいは使用者が善意で当該特許出願以前に当該生産に従事し、又は当該装置を取得しており、当該出願登録についての知識もなく、あるいはそれ同等の根拠があり、かつ第 19 条の 2 に該当しない場合、特許登録した物を生産し、または特許登録した方法を使用する行為。
- [3] 当該医薬品を取り扱う行為を含む職業薬剤師による医師処方箋に基く医薬調合行為。
- [4] 特許権権利期間後に当該特許医薬品を生産、販売又は輸入することを目的として、当該医薬品の登録申請を行うことに関連した行為。
- [5] タイが加盟している特許保護のために国際同盟あるいは条約の加盟国から船舶がタイ国に臨時又は事故により入国する際、当該機材が当該船舶にとって必要である場合、船舶、機械又は船舶周辺機器に関する特許を使用する行為。
- [6] タイが加盟している特許保護のために国際同盟あるいは条約の加盟国から航空機、自動車はタイ国に臨時又は事故により入国する際、航空機、自動車の組み立て、操縦又はその他の機材に関して特許発明である機材を使用する行為。
- [7] 特許権者が当該製品の製造者又は販売者に同意又は許可を与えた場合、当該特許製品の使用、販売、販売を目的とした所持、販売の申し出、輸入行為。

(1 1) タイ国商標法 1991 年 (仏暦 2534 年) 第 110 条

第 110 条 :

(1) 第 108 条に基づく、偽造された商標、サービスマーク、証明商標若しくは団体商標を付した物品、又は第 109 条に基づく、他人の商標、証明商標若しくは団体商標を模倣したものを付した物品を、タイ国で輸入、販売、販売促進、又は販売を目的として所持した者、又は、(2) 第 108 条に基づく、偽造されたサービスマーク、証明商標若しくは団体商標、又は第 109 条に基づく、他人のサービスマーク、証明商標若しくは団体商標を模倣したものを使って、役務を提供若しくは申し出た者は、それぞれの条項に規定された罰則を科せられる。

(1 2) タイ国著作権法 1994 年 (仏暦 2537 年) 第 31 条、第 70 条、第 75 条

第 31 条 :

他人の著作権を侵害したことを知っていたか、知っていたと思われる理由がある者が、その著作物に対して商業を目的として次の行為を行ったとき、著作権の侵害と看做す。

- ① 販売のため所有し、販売を申し込み、貸し、貸すことを申し込み、割賦で売り、割賦で売ることを申し込むこと
- ② 公衆に伝達すること
- ③ 頒布して著作者に損害を与えること
- ④ タイ国内に持ち込み又は輸入の注文をすること

第 70 条 :

第 31 条に基づく著作権を侵害した者は、1 万タイバーツ以上 10 万タイバーツ以下の罰金に処する。

第 1 項の違反が商業目的であった場合、3 ヶ月以上 2 年以下の懲役又は 5 万タイバーツ以上 40 万タイバーツ以下の罰金又は両方に処する。

第 75 条 :

本法に基づく著作権又は実演家の権利を侵害して製作し輸入し、第 69 条又は第 70 条に基づく違反者の所有物であるものは、著作権者又は実演家の権利を有する者に帰属するものとする。違反して使用されたものは没収する。

#### 4-4. TRIPS 協定とタイ関連法規との比較

比較するタイ関連法規は以下の通りである。

No. 1 : タイ王国への輸出入品に関する商務省告示 1987 年 (仏暦 2530 年)

No. 2 : 商務省規則 1987 年 (仏暦 2530 年) : タイ王国への模造品の輸出入に関して

No. 3 : 商標登録官告示 1987 年 (仏暦 2530 年) : 商標保護申請に関する条件、原則、証拠提出方法の手段の特定
No. 4 : タイ王国への輸出入品に関する商務省告示 (第 94 集) 1993 年 (仏暦 2536 年)
No. 5 : タイ王国への輸出入品に関する商務省告示 (第 95 集) 1993 年 (仏暦 2536 年)
No. 6 : タイ王国への輸出入品に関する商務省告示 (第 96 集) 1993 年 (仏暦 2536 年)
No. 7 : 商務省規則第 1 集 (仏暦 2536 年) : 著作権侵害物品の輸出入の禁止に関して
No. 8 : タイ税関局一般指導第 2 号第 1988 年 (仏暦 2531 年) : 税関規則の追加第 20 章第 23 条第 01 項
No. 9 : タイ税関局一般指導第 27 号 1993 年 (仏暦 2536 年、他人の著作権侵害物品についての実施規則)
No. 10 : タイ税関局告示第 28 号 1993 年 (仏暦 2536 年、他人の著作権侵害物品についての実施規則)

TRIPS 協定 : 国境措置に関する特別の要件		対応するタイの法規
第 51 条	税関当局による物品の解放停止	No.1 の第 5 項 No.9 の第 1 項 No.10 の第 1、2 項
第 52 条	申し立て	No.5 の第 4、5 項 No.3 の全項 No.2 の第 3、4 項 No.10 の第 1 項
第 53 条	担保又は同等の保証	No.2 の第 5 項 No.8 の第 1.2 項
第 54 条	物品の解放停止の通知	No.5 の第 5 項 No.9 の第 1 項 No.10 の第 1 項
第 55 条	物品の解放停止期間	No.7 の第 7、8 項 (注 : 該当可能性有り)
第 56 条	輸入者及び物品の所有者に対する損害賠償	No.5 の第 8 項 No.2 の第 5 項
第 57 条	検査及び情報提供の権利	No.5 の第 7 項 No.8 の第 3 項 No.9 の第 2、3 項 No.10 の第 3 項
第 58 条	職権手続き	No.10 の第 5 項
第 59 条	救済措置	なし
第 60 条	少量の輸入	No.1 の第 7 項 No.4 の第 4 項

条文を対応させると詳細は以下の通りである :

TRIPS 協定 : 国境措置に関する特別の要件		対応するタイの法規
第 51 条	税関当局による物品の解放停止 「加盟国は、この節の規定に従い、不正商標商品又は著作権侵害物品が輸入されるおそれがあると疑うに足りる正当な理由を有する権利者が、これらの物品の自由な流通への解放を税関当局が停止するよう、行政上又は司法上の権限のある当局に対し	No. 1 の第 5 項 自己の商標の保護を申し立てる者は、以下の行為を行わなければならない。 5.1 商標登録官が定める条件、原則、方法に従って証拠を提出するとともに商業局の商標登録官に申し立てを行う。 5.2 自己の商標が偽造あるいは模倣されているという妥当な根拠がある場合には、税関の担当官が

	<p><u>書面により申立てを提出することができる手続（注2）を採用する。</u>加盟国は、この節の要件を満たす場合には、知的所有権のその他の侵害を伴う物品に関してこのような申立てを可能とすることができる。加盟国は、自国の領域から輸出されようとしている侵害物品の税関当局による解放の停止についても同様の手続を定めることができる。」</p>	<p>輸出あるいは輸入者に貨物の引渡しを許可する前に、各回ごとに商標の検査を申請する。</p> <p>No. 9 の第 1 項  <u>著作権者あるいはそのライセンシーが、</u>輸出あるいは輸入された貨物が自己の著作権を侵害しているか、あるいは著作権者から許可を得た作品を複製あるいは改造した貨物である、という妥当な理由があり、税関の担当官に対してその貨物の差し止めと検査を申請した場合、局の長、税関の長、あるいは権限を委任された者は、その輸出入貿易地において差し止めをするべきかどうかについて決定をする権限を有する。もし差し止めをするべきであると判断した場合、申請人、輸出者あるいは輸入者に対し直ちにその旨を通知し、申請人は申請書を提出した時点から 24 時間以内にその貨物の検査に立ち会わなければならない。</p> <p>No. 10 の第 1、2 項  1. <u>著作権者あるいはそのライセンシーが、</u>輸出あるいは輸入された貨物が自己の著作権を侵害しているか、あるいは著作権者から許可を得た作品を複製あるいは改造した貨物である、という妥当な理由があり、税関の担当官に対してその貨物の差し止めと検査を申請した場合、局の長、税関の長、あるいは権限を委任された者は、その輸出入貿易地において差し止めをするべきかどうかについて決定をする権限を有する。もし差し止めをするべきであると判断した場合、申請人、輸出者あるいは輸入者に対し直ちにその旨を通知し、申請人は申請書を提出した時点から 24 時間以内にその貨物の検査に立ち会わなければならない。</p> <p>2. 著作権者あるいはそのライセンシーが、自己の著作権を侵害しているか、あるいは著作権者から許可を得た作品を複製あるいは改造した輸出あるいは輸入貨物を見つけた場合、<u>発見から 24 時間以内に捜査官に申し立てを行い、</u>さらに税関にもその旨を届けなければならない。  第一段落に基づく 24 時間という期限内に、業務時間以外あるいは休日のため上記の税関に連絡ができない場合、申請人は業務時間開始時間から 3 時間以内に税関の担当官にその旨を届け出なければならない。</p>
<p>第 52 条</p>	<p>申し立て  「前条の規定に基づく手続を開始する権利者は、輸入国の法令上、当該権利者の知的所有権の侵害の事実があることを権限のある当局が一応確認するに足りる適切な証拠を提出し、及び税関当局が容易に識別することができるよう物品に関する十分詳細な記述を提出することが要求される。権限のある当局は、申立てを受理したか否か及び、権限のある当局によって決定される場合には、税関当局が措置をとる期間に</p>	<p>No. 5 の第 4、5 項  第 4 項  著作権者あるいはライセンシーは、貨物が自己の著作権貨物またはライセンスを受けたものの貨物の複製品あるいは改造品である疑いについて<u>妥当な根拠があれば、</u>タイ王国からの輸出が承認される前又は輸入者に引き渡される前に、その都度差し止めと検査を請求することができる。  第一段落に基づく著作権者又はライセンシーは、法人の代表者、管理者あるいは代理人を含むものとする。第一段落に基づく差し止めと検査は、税関極の定めた原則及び条件に従うものとする。</p>



	<p>ついて、合理的な期間内に<u>申立人に通知する。</u>」</p>	<p>第5項 第4項に基づく申請を受け、税関の担当官が貨物の差し止めを適当だと判断した場合には、<u>税関の担当官は直ちに申請人、輸出者あるいは輸入者に通知し、申請人は定められた期間内にその貨物の検査に立ち会わなければならない。</u></p> <p>No. 3の全項（省略）</p> <p>No. 2の第3、4項 第3項 1987年10月14日交付の「タイ王国への輸出入品に関する商務省告示1987年」に基づいて<u>商標の保護を求め</u>る者は、<u>商標登録官の指定した書式の書類を商業局の特許・商標課に提出しなければならない。</u></p> <p>No. 10の第1項 <u>著作権者あるいはそのライセンシーが、輸出あるいは輸入された貨物が自己の著作権を侵害しているか、あるいは著作権者から許可を得た作品を複製あるいは改造した貨物である、という妥当な理由があり、税関の担当官に対してその貨物の差し止めと検査を申請した場合、局の長、税関の長、あるいは権限を委任された者は、その輸出入貿易地において差し止めをするべきかどうかについて決定をする権限を有する。もし差し止めをするべきであると判断した場合、申請人、輸出者あるいは輸入者に対し直ちにその旨を通知し、申請人は申請書を提出した時点から24時間以内にその貨物の検査に立ち会わなければならない。</u></p>
<p>第53条</p>	<p>担保又は同等の保証 「1 権限のある当局は、申立人に対し、被申立人及び権限のある当局を保護し並びに濫用を防止するために十分な担保又は同等の保証を提供するよう要求する権限を有する。担保又は同意の保証は、手続の利用を不当に妨げるものであってはならない。」</p>	<p>No. 2の第5項 第5項 税関に対し輸出あるいは輸入貨物に付されている商標の検査をするよう商標保護の申し立てがあった場合、<u>税関の担当官は申請人に意見聴取を行い、偽造や模倣が行われたとする主張に対する根拠を明確にさせることができる。</u>さらに、その申請人に対し、当該保護申請によって生じた損害に対するすべての補償責任を負わせることができる。この場合は税関局の規定する原則と方法に従わなければならない。</p> <p>No. 8の第1.2項 1.2 その申請人が商標登録官から認定を受けた商標登録証書を示しているかどうか確認する。 前述の審査を行ううえで、知的財産局の商標登録官から提出された商標登録項目と、申請人からの証拠書類とを照らし合わせて審査が進められなければならない。さらに<u>税関の担当官は、申請人に意見聴取を行い、自己の商標が偽造あるいは模倣されたと疑う根拠を明確に説明させる権限を有する。</u></p>
<p>第54条</p>	<p>物品の解放停止の通知 「<u>輸入者及び申立人は、第51条の規定による物品の解放の停止について速やかに通知を受ける。</u>」</p>	<p>No. 5の第5項 第5項 第4項に基づく申請を受け、税関の担当官が貨物の差し止めを適当だと判断した場合には、<u>税関の担当官は直ちに申請人、輸出者あるいは輸入者に通知し、申請人は定められた期間内にその貨物の検査に立ち会わなければならない。</u></p> <p>No. 9の第1項</p>

		<p>1. 著作権者あるいはそのライセンシーが、… (省略) …もし差し止めをするべきであると判断した場合、<u>申請人、輸出者あるいは輸入者に対し直ちにその旨を通知し、申請人は申請書を提出した時点から24時間以内にその貨物の検査に立ち会わなければならない。</u></p> <p>No. 10 の第 1 項 著作権者あるいはそのライセンシーが、… (省略) …もし差し止めをするべきであると判断した場合、<u>申請人、輸出者あるいは輸入者に対し直ちにその旨を通知し、申請人は申請書を提出した時点から24時間以内にその貨物の検査に立ち会わなければならない。</u></p>
第 55 条	<p>物品の解放停止期間 「申立人が物品の解放の停止の通知の送達を受けてから十執務日（適当な場合には、この期間は、十執務日延長することができる。）を超えない期間内に、税関当局が、本案についての決定に至る手続が被申立人以外の当事者により開始されたこと又は正当に権限を有する当局が物品の解放の停止を延長する暫定措置をとったことについて通報されなかった場合には、当該物品は、<u>解放される。</u>ただし、輸入又は輸出のための他のすべての条件が満たされている場合に限る。本案についての決定に至る手続が開始された場合には、合理的な期間内に、解放の停止を変更するか若しくは取り消すか又は確認するかの決定について、被申立人の申立てに基づき意見を述べる機会の与えられる審査を行う。第 1 段から第 3 段までの規定にかかわらず、暫定的な司法上の措置に従って物品の解放の停止が行われ又は継続される場合には、第 50 条 6 の規定を適用する。」</p>	<p>No. 7 の第 7, 8 項（貨物の解放について記載されている条項） 第 7 項：第 6 項に当てはならない輸出品は、本規則に基づく輸出禁止品ではない。<u>税関局は、この貨物を解放しなければならない。</u> 第 8 項：輸入された貨物が関係部署からの通知がなく、あるいは著作権侵害の明らかな証拠がなかった場合、<u>税関局はこの規則に基づき貨物を解放しなければならない。</u></p>
第 56 条	<p>輸入者及び物品の所有者に対する損害賠償 「<u>関係当局は、物品の不法な留置又は前条の規定に従って解放された物品の留置によって生じた損害につき、申立人に対し、物品の輸入者、荷受人及び所有者に適切な賠償を支払うよう命ずる権限を有する。</u>」</p>	<p>No. 5 の第 8 項 第 8 項 <u>第 4 項に基づく貨物の差し止め及び検査を求める著作権者あるいはライセンシーは、輸出者、輸入者並びに税関に対して損害を与えた場合、いかなる責任も負わなければならない。</u></p> <p>No. 2 の第 5 項 第 5 項 税関に対し輸出あるいは輸入貨物に付されている商標の検査をするよう商標保護の申し立てがあった場合、税関の担当官は申請人に意見聴取を行い、偽造や模倣が行われたとする主張に対する根拠を明確にさせることが出来る。さらに、その申請人に対し、<u>当該保護申請によって生じた損害に対するすべての補償責任を負わせることが出来る。</u>この場合は税関局の規定する原則と方法に従わなければならない。</p> <p>No. 10 の第 4 項： すべての行為による輸出者、輸入者及び税関の係り員に対する損害については、申請人である著作権物権利者あるいはそのライセンシーが負うものとする。</p>
第 57 条	<p>検査及び情報提供の権利 「<u>秘密の情報の保護に害することなく、</u></p>	<p>No. 5 の第 7 項 第 7 項</p>

	<p>加盟国は、権限のある当局に対し、権利者が自己の主張を裏付けるために税関当局により留置された物品を点検するための十分な機会を与える権限を付与する。当該権限のある当局は、輸入者に対しても当該物品の点検のための同等の機会を与える権限を有する。本案についての肯定的な決定が行われた場合には、加盟国は、権限のある当局に対し、当該物品の荷送人、輸入者及び荷受人の名称及び住所並びに当該物品の数量を権利者に通報する権限を付与することができる。」</p>	<p>申請者は、第4項に基づき、輸出入者及び受取人に対して名前や住所、貨物の数量を知る権利を有する。</p> <p>No. 8 の第3項 商標を検査する際、税関の担当官は申請人の前でのみ検査を行い、検査が終了した場合、以下の手続きを進めなければならない。</p> <p>No. 9 の第2, 3項 第2項：税関の担当官は、関係者の面前でその貨物の検査を行い、その結果を記録し、証拠として関係者全員に署名をさせなければならない。</p> <p>第3項：もし申請人が輸入者や輸出者の住所、氏名、貨物の数を知らせよう求めた場合、税関の担当官は、その要請に従って通知しなければならない。</p> <p>No. 10 の第3項 申請者が求めた場合、税関係官は名前、住所及び貨物の量について通知しなければならない。</p>
第58条	<p>職権手続き 「加盟国において、権限のある当局が、ある物品について知的所有権が侵害されていることを伺わせる証拠を得た際に職権により行動して当該物品の解放を停止する制度がある場合には、…」</p>	<p>No. 10 の第5項 3. 貨物の差し止め及び検査の結果、その貨物が他人の著作権を侵害した輸出あるいは輸入貨物であることが判明し、その輸出者あるいは輸入者が他の抗弁を講じなかった場合、担当官は逮捕記録を作成し、規則に従って手続きを進めなければならない。</p>
第59条	救済措置	なし
第60条	<p>少量の輸入 「加盟国は、旅行者の手荷物に含まれ又は小型貨物で送られる少量の非商業的な性質の物品については、この節の規定の適用から除外することができる。」</p>	<p>No. 1 の第7項 第7項 以下の場合には、第4項を適用しないものとする。 7.1 <u>個人旅行者が適当な量において持ちこみ、あるいは持ち出す個人用あるいは家庭用の貨物</u> 7.2 <u>個人旅行者が適当な量で持ち込み、あるいは持ち出す土産物品</u></p> <p>No. 4 の第4項 第3項は、個人が研究のために適当な量において、かつ非営業目的で持ち出す場合には適用しない。</p>

#### 4-5. 不正商標商品と著作権侵害物品の定義

TRIPS 協定の第51条に関する参考文献により、不正商標商品及び著作権侵害物品は以下の通りに定義されている。

「不正商標商品」とは、当該貨物につき有効に登録されている商標と同一の又はその本質的部分において識別できない商標を許諾なく付した貨物（包装を含む）であってそのため輸入国の法制度上、当該商標の所有者の権利を侵害するものを言う。

「著作権侵害物品」とは、権利者又は製造国において権利者から適法に許諾を受けた者の承諾なく複製された複製貨物であって当該複製貨物の作製が輸入国の法制上、著作権又は関連する権利の侵害を構成することとなる物品から直接又は間接に作製されたものを言う。

タイの税関法では、税関法の定義により、不正商標商品及び著作権侵害物品はタイで輸入又は輸出を禁じられている。

密輸品とは、税関法あるいはその他の関連法規により輸出入を禁じられている貨物を言う。この規則に違反する者はだれでも、関連法及び税関法第 27 条及び第 27 条の 2 により刑罰が科せられる。密輸品は、不正商標商品、著作権侵害物品を含み、例えば録音装置（例えばカセットテープ）、録音ディスク（例えばコンパクトディスク）、音や絵を有する装置（例えばビデオカセットレコーダ）、コンピュータープログラム、書籍や、著作物を複製あるいは改変したその他の貨物を含む。さらに、タイ王国への輸出入品に関する商務省告示 1987 年（仏暦 2530 年）の第 4 項では、国内外を問わず正規に登録された登録商標の権利者の商標を模倣した物品のタイ国への輸出入を禁じている。

結論として、知的財産権を犯している貨物はタイ税関法による禁制品であるということができ、さらに、著作権侵害物品、コピー貨物及び不正商標商品の輸出入は、知的財産権の侵害であるとみなすことができる。従って、不正商標商品や著作権侵害物品は取り押さえられ、侵害者は、重い罰金及び刑罰を科せられなければならないのである。

#### 4-6. タイ税関における知的財産権の水際取締り概要

税関に知的財産の保護を求める申請をする前に、申請をしようとする権利者は、自らがその申請をすることの出来る法的な権利を持っている、ということを確認しなければならない。

なぜなら、権利者は、申請書を提出する際に、その権利を保有していることを証明する必要があるからである。

商標権の保護については、権利所有者は、例えば商標登録証明書といった商標権の保有を示す書類を提出しなければならない。

著作権の保護については、権利所有者は、例えば著作権の保有者の記録書といった、著作権の保有を示す書類を提出しなければならない。

水際取締りの概要（全般）：

##### 1) 申し立て

理論的に、税関係官は、権利所有者からの申し出がなくとも、知的財産権を侵害している疑いのある輸出入貨物の解放を差し止める職権があるが、実務の効率上のため、権利者の方から、知的財産権を侵害している疑いのある輸出入貨物を検査するよう、税関に対して知的財産権の保護申請書を提出しなければならない。

通関地点で保護される知的財産権は、商標と著作権であるが、発明や意匠、集積回路配置といったほかの知的財産権は除かれている。これは、発明やその他の複雑性から、疑わしい貨物が権利を侵害しているのかどうかについて、税関係官によって検査し決断することが極めて困難であるという実務上の理由によっている。

税関の規則に著作権や商標権以外の知的財産権の保護についての規定がないが、それはタイの税関係官が、権利所有者の求めがあるにせよ税関地点でタイに輸入される貨物で権利侵害をしている疑わしい貨物について軽視している、というわけではない。いずれにせよ、権利所有者は、例えば貨物のサンプルや写真、貨物の図面といった真正品と違反品と見極めるための証拠や情報、また（可能であれば）疑わしい貨物の積荷が到着するスケジュールなどを税関係官に提供しなければならない。加えて、商標保護申請書(FORM 1)を知的財産局に申請しなければならない。

##### 2) 担保あるいは同等の保証

税関係官は、輸入の差止め命令が申請者によって悪用されないよう、輸入者及び担当係り官を保護するため、保証金の前払いを申請者に命じる権限を有している。しかしながら、申請者によってどのくらい金額の保証が支払われるべきかについて、原則はなく、差し止めを求める申請者は、輸入者及び税関係官に対して生じたあらゆる損害について責任を負わなければならない、とする規定があるだけである。前払いされる保証金は、所有者及び輸入者の損害や、倉庫の保管料金、貨物の差し止めや確認作業の際に生じた損害を網羅する。

### 3) 通関停止の通知

税関係官は、著作権の所有者の求めに応じて疑わしい貨物の差し止めを検討する場合、係官は、権利所有者及び輸出/入者にその旨を遅滞なく通知しなければならない。（税関局告示第 28 号/1993 年（仏暦 2536 年）の第 1 項より）

さらに、税関係官は、権利所有者及び輸出/入者の面前でその貨物の検査を行わなければならない。（税関局告示第 27 号/1993 年（仏暦 2536 年）の第 2 項より）

### 4) 通関停止期間

通関停止期間についての規定はないが、実務上、税関係官は、TRIPS 協定の第 55 条の規定に基づいて差し止めを行う。従って、不正商標商品や著作権侵害物品の差し止め期間は差し止めの申し出の日から数えて 10 営業日の期間内である。

### 5) 物品の輸入者及び所有者に対する賠償

知的財産権の権利者の申し出による貨物の差し止めから生じたあらゆる損害について輸出/入者あるいは権利者に支払われる損害賠償金に関する直接的な規定はない。規定には、差し止めを申し出る権利保有者は、輸出/入者や税関に生じたすべての損害について責任を有しなければならない、と規定されているだけであり、もし疑わしい貨物が禁制品ではなかった場合に輸出/入者や税関はどのくらいの金額で、かつどのような内容において損害補償を求める権利を有しているのかについて、明らかに規定されていない。

### 6) 検査権利及び情報

税関が、疑わしい不正商標商品あるいは著作権侵害物品を見つけた後、税関係官は、検証の手続きが開始され、かつ差し止められている貨物の検査の機会がある、との通知を権利所有者に対して行う。さらに、権利所有者は論点となっている疑わしい貨物を検査する権利を与えられる。著作権侵害物品の場合、税関係官から上記のような差し止めの通知を受けたあと、著作権の所有者は、その差し止められている貨物を先の差し止め申請書の提出から 24 時間以内に検査する責任を有する。（税関局告示第 28 号 1993 年（仏暦 2536 年）第 1 項より）。もしそれに従わない場合、税関係官はその貨物をタイから解放する(輸出の場合)か、あるいは輸入者に引き渡さなければならない(輸入の場合)。

さらに、告示では、輸出入者が貨物を検査する責任を規定していないが、税関係官は権利所有者と輸出入者の面前で検査を行わなければならないため、かつ輸出入者は貨物が差し止められていることを通知される機会がないため、輸出入者が検査を望んだ場合はそのように貨物の検査をすることは法律で禁じていない。また、税関係官には、輸出入者に対して通知する責任について法律で規定されていないからである。

さらに、権利所有者は、税関係官に輸出入者の住所や貨物の量についてさらに情報を求めることが出来る。

### 7) 押収した貨物の破壊

全体的に、税関係官によって取り押さえられた密輸品や脱税品は、以下の 5 つの手続きで処理される。

- ① 遅滞なくオークションにかけられる：肉や魚、例えば生ものや果物といった、すぐに腐りやすい食べ物に適用
- ② 一般的な競売：
- ③ インターネットを通じた競売：モーターカー、船、金など
- ④ 赤十字のフェアやその他のチャリティーフェアなどで販売する：
- ⑤ 破壊：禁制品など

不正商標商品や著作権侵害物品の場合、その押収した貨物が禁制品であるか不正な輸出/入品であると思われるものは、破壊される。法律や TRIPS 協定の規定によれば、不正商標商品や著作権侵害物品は破棄されるべきであり、従って、税関係官が、その押収した貨物をオークションにかける

のを許可したり、また輸入者がその貨物を積荷しなおすことを許可したりすることは許されていない。

最近、不正商標商品や著作権侵害物品の破壊は、再利用をされることを防ぐ目的から、押収した貨物をトラクターを使って踏み砕く方法がとられている。

しかしながら、不正商標商品や著作権侵害物品の破壊の具体的な規定は、係官らの間で実際的に問題を引き起こしている。それはなぜかという、一般的に、押収した貨物は、所有者がいないか、あるいは没収した日から数えて30日以内に誰も所有者として現れないかといった場合には国の財産となるべきだからである。押収した貨物を販売した後、利益は3つの側に以下の利率で分配される。

- ① 逮捕を導いた密告者に対して：押収した貨物の売り上げもしくは罰金の30パーセントは、係官に対して逮捕を導くような手がかりを与えた者への褒賞として与えられる。
- ② 捜査係官に対して：押収した貨物の売り上げもしくは罰金の45パーセントは当該捜査係官への褒章として与えられる。
- ③ 国に対して：残りの25パーセントは国に属する。

知的財産関連の貨物は破棄されるため、関係者は何の褒章ももらえない。従って、知的財産権の保護に関わる方策は不十分である、といえる。従って、権利所有者は、捜査係官やその他の係官らに手入れを行ったことに対する法的な褒章金などを与えることが出来る。加えて、2003年5月23日の閣僚会議において、商務省に対し、海賊版CDの取り締まりに関わった係官や個人に対して報奨金を与えるという規定を起案すること及び2475万タイバーツの予算を承認した。

#### 4-7. 商標侵害貨物に関連する手続き

通関地点の知的財産権の保護を求めるためには、権利所有者は、まず知的財産局の商標登録官に対して、タイ王国への輸出入品に関する商務省告示1987年（仏暦2530年）により、商標の保護申請書（Form 1を参照）を提出しなければならない。

その後、権利所有者は、税関係官に対し、商標権を侵害している疑いのある輸出／入品についてその貨物が解放される前に検査をするよう請求しなければならない。権利所有者は、税関係官への申し出により生じうるあらゆる損害に対する責任を取ることを記載した補償責任引き受け書（Form 4）も提出しなければならない。

商標権を侵害している疑いのある輸出／入品についての貨物検査の申し出は、文書により提出されなければならない。（Form 2の商標検査申請書フォーム：KorSorKor18）

##### 1) タイで登録された商標の場合の提出書類：

商標がタイ国内で登録されていた場合、必要な書類は以下の通りである。（「商標登録官告示1987年：商標保護申し立ての条件、原則、証拠提出の方法の特定に関して」の第2項より）

- ① 正しいコピーであることが証明されている商標登録証書のコピー、又は証明権限のある者により証明された商標登録記録書のコピー
- ② （商標権者に代わって代理人が申請する場合は、）委任状の原本
- ③ （商標権者が法人である場合は、）証明権限のある者による証明が記載されている、6ヶ月以内に発行された会社登記簿の原本
- ④ 商標権者がタイに住所を持たない場合、外国で作成される〔2〕〔3〕の書類には、その外国の公証役場、タイ大使館あるいはタイ領事館による証明書が必要である。
- ⑤ 保護申請によって生じうる損害に対する補償責任引き受け書
- ⑥ 貨物の商標の見本

##### 2) 海外で登録された商標の場合の提出書類：

商標がタイ国外で登録されていた場合、必要な書類は以下の通りである。（「商標登録官告示1987年：商標保護申し立ての条件、原則、証拠提出の方法の特定に関して」の第3項より）

- 〔1〕 その外国の特許商標局によって発行された、商標登録に関する証明証書あるいはその他の書類のコピーで、さらに当該書類には少なくとも以下の項目が記載されていなければならない。
  - A. 商標権者名
  - B. 商標に使用されている語句あるいは図
  - C. 商品分類と指定商品項目
  - D. (もしある場合は)条件及び制限
  - E. 出願日と商標権の消滅日
- 〔2〕 商標権者に代わって代理人が申請する場合は、委任状の原本
- 〔3〕 商標権者が法人である場合は、証明権限のある者による証明が記載されている6ヶ月以内に発行された会社登記簿の原本
- 〔4〕 外国で作成される〔1〕から〔3〕までの書類にはその外国の公証役場、タイ大使館あるいはタイ領事館による証明書が必要である。
- 〔5〕 保護申請によって生じうる損害に対する補償責任引き受け書
- 〔6〕 貨物に対して使用されるべき商標の見本

ここで注意しなければならない点は、タイ王国への輸出入品に関する商務省告示1987年(仏暦2530年)によって保護される商標は、国内外を問わず登録商標であるという点である。従って、タイで登録されていないが外国で登録されている商標は模倣品の輸出入に対して保護がされることができる。一方、登録されていない商標は保護されない。

### 3) 著名商標

著名商標に関して、もしその商標がどの国においても登録されていない場合、その商標の保有者は不正商標商品の輸入に対する保護を得ることはできない。さらに、その未登録商標が著名商標であるとしても、税関で保護される商標はすでに登録されている商標でなければならぬため、税関は、その未登録商標の不正商標商品を差し止めることは出来ない。結論として、著名商標であるが未登録の商標保有者が商標保護を求める場合、税関にて保護手続きを進めることは出来ないが、その貨物が市場に解放された後、裁判所に法的手続きを起こすことが出来る。

### 4) 侵害の決定

税関係官が、その輸出/入品が違法であるかどうか決断できかねる場合、この件は商標登録官へと引き継がれ、商標登録官はその差し止められた貨物は登録商標の侵害を構成しているかどうか決断をしなければならない。

さらに、税関係官は、以下の必要書類を添付しなければならない。

- 〔1〕 権利所有者が提出したすべての書類のコピー
- 〔2〕 税関係官による意見書
- 〔3〕 疑わしい貨物の見本
- 〔4〕 権利所有者からの補償責任引き受け書

実務として、税関係官はその差し止められた貨物が登録商標の権利の侵害を構成しているかどうかについて商標登録官へ決定するよう、商標登録官へ事案を引き継いでいる。

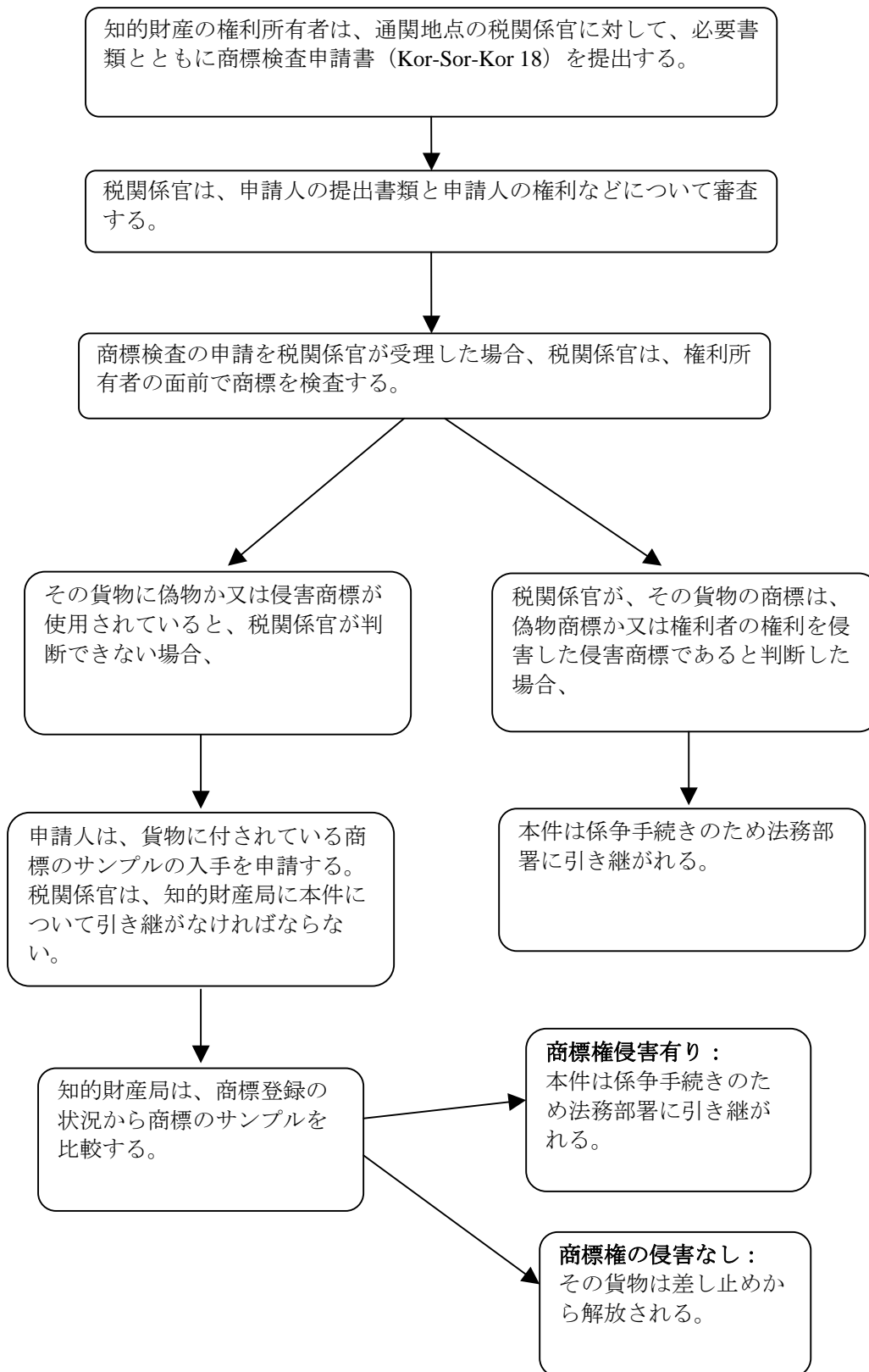
詳細：

1. 商標審査書を提出できる者は、知的財産権者であるか、もし法人が知的財産権の所有者である場合はその代表権を有する者、あるいは権限を有する代理人でなければならない。
2. 申請書が間違っていたり、あるいは添付書類が完全に揃っていなかった場合、権利所有者は、登録官の命令を受領した日から数えて30日以内に補正書を提出しなければならない。もし従わない場合は、その申請は無効とみなされる。
3. 税関係官による商標の検査は、権利所有者の面前で行われなければならない。

4. 税関係官は、知的財産権が侵害されているという明らかな証拠があるという観点からその貨物の解放差し止めを自主的に行うことができるが、効率の面から、権利所有者は、商標検査の申請書フォームあるいは著作権侵害の差し止めを求める申請書フォームを提出することにより、税関係官に対して侵害品の輸出／入を知らせなければならない。
5. 通関地点で押収される知的財産権関連の侵害貨物は、廃棄され、新たに積荷されることは出来ない。



4-8. 税関における商標権保護の手続きフローチャート  
(税関局告示 No. 6/2531 より)



#### 4-9. 著作権侵害貨物に関する手続き

(税関局一般指導第27号1993年(他人の著作権を侵害している貨物についての実施規則)に準ずる)

- ① 輸出入貨物の差し止め及び検査の申請は、輸出入統制及び検査部署Ⅰ及びⅡに提出される。中央税関局では、その申請書は税関局長あるいはその権限を有する者に対して提出されなければならない。

著作権の所有者あるいはその者から権限を委任された者は、輸出入貨物が自らの著作物を複製あるいは改ざんされたという合理的な疑いのある輸出入貨物である場合に差し止め及び検査を求める申請書を提出する。中央税関あるいは通関地点の税関の権限のある長は、その貨物を差し止めるか否かについての決定権を持つ。その権限のある係官の決定によりその貨物を差し止める場合、その係官は申請人及び輸出/入者に対して、その差し止めを速やかに通知しなければならない。その後、申請があったときから24時間以内に、申請者はその貨物の検査を行う。

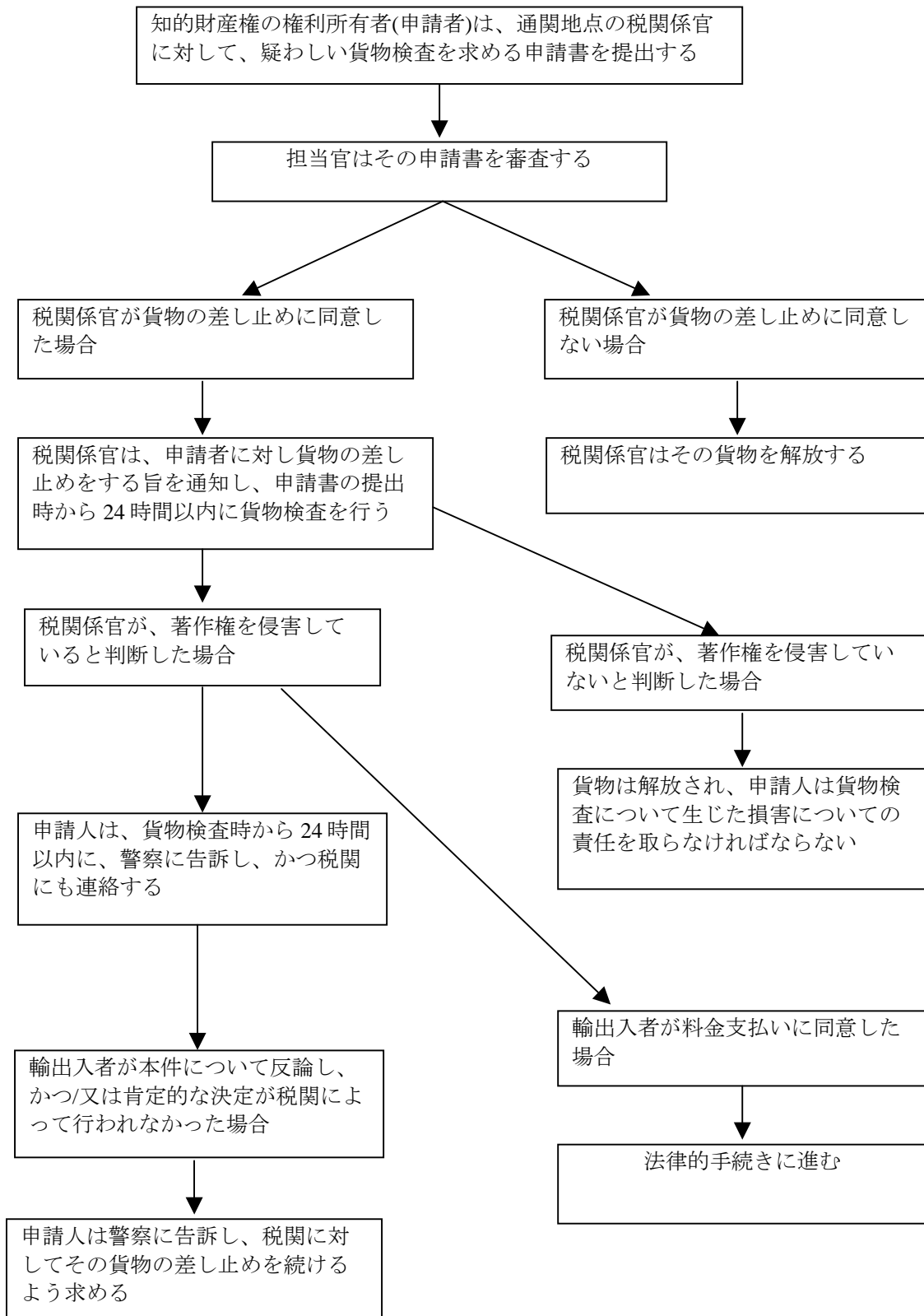
検査後、その著作権所有者がその輸出入品が自らの著作権を複製あるいは改ざんした貨物であると判断した場合、その著作権所有者は、その著作権侵害がわかった時点から24時間以内に税関係官に対して申請書を提出しなければならない。

もし上記の24時間の期間が営業日ではなく、あるいは休日であるために権利所有者がその違反について税関係官に知らせることが出来ない場合、その権利所有者は、最初の営業日の3時間以内に税関係官にその旨を知らせなければならない。

もしその著作権権利者が、捜査官の着手を求める申請書を決められた期間内に税関係官に知らせなかった場合、税関の係官はその貨物をタイ国から解放するか、あるいは同じく輸入者にその貨物を引き渡さなければならない。

- ② 貨物の検査が申請者、輸出/入者の面前で行われる。この検査に関するレポートは、文書でかつ検査に立ち会った双方の側の署名がなければならない。
- ③ 権利所有者は、輸出/入者の名前及び住所を尋ねることができ、係官はそれらの情報を権利所有者に知らせなければならない。
- ④ 知的財産局から受領した著作権の記録は、貨物の検査に使用するため、税関の法律部署からすべての部署に引き渡されなければならない。
- ⑤ 検査により、その輸出入貨物が著作権侵害物品であることが明らかになり、かつその輸出/入者が反論しなかった場合、係官はタイ国へ禁制品を輸入あるいはタイ国から禁制品を輸出しようとした罪状による逮捕記録を作成しなければならない。その記録は、その違反に対するさらなる係争手続きのため、法律部署に引き継がなければならない。
- ⑥ 税関係官がその貨物は著作権侵害物品ではないと判断した場合、税関係官は、その貨物をタイ国から解放するかあるいは同様に輸入者に引き渡さなければならない。一方、差し止め及び検査を申請した著作権所有者は、その申請の手続きにおけるすべての費用を含む、輸出/入者並びに税関がこうむった損害に対して責任を取らなければならない。

4-10. 税関における著作権保護の手続きフローチャート  
(税関局告示 No. 28/2536 より)



#### 4-11. 地方税関及び国境付近の税関における水際取締りについて

タイ税関での水際取締り実務について（インタビューまとめ）：

タイ税関での輸出入業務、税金の徴収、そして出入国地点での海賊版若しくは偽造品の鎮圧を目的とした模倣品や密輸品の取り扱いについては、3つのルート（海路、空路、陸路）に分けることが出来る。我々は、バンコク港税関局、レムチャバン港税関局、その他タイの国境沿い税関として大きな役割を果たしている Mae Sai 税関局（タイの北部）、Nong Khai 税関局（タイの東北部）、Aranyaprathet 税関局（タイの東部）の検査官らにインタビューを行った。

インタビューによりわかったことだが、以前、タイ国は不正商標商品や著作権侵害物品を輸入しているとして非難を受け、米国や日本といった先進国から見ても、知的財産権の保護に消極的態度を取っているというイメージをもたれていた。しかし、今や知的財産権保護はタイ税関の懸案事項となっており、タイ税関は、知的財産権侵害の鎮圧及び知的財産権の保護について真剣にしかも継続的に行っていく方針を取っている。また、タイ税関は、知的財産権を侵害する犯罪の検査、監視及び鎮圧の責務を負っている検査及び差し止め部の組織内に「知的財産権鎮圧部」を設置することを計画しており、近い将来にはこの部署が正式に設置される予定である。

しかしながら、政府は知的財産権侵害の鎮圧に対処するための十分な予算を税関に与えておらず、知的財産権侵害物品の検査及び差し押さえに関する特別な税関検査官がいない。そして、知的財産権侵害鎮圧を担当する検査官は、通関業務を担当している一般の検査官である。税関では、著作権侵害物品や不正商標商品は税関の検査を通ることは稀である。というのは、通常は税関からの検査を逃れ、密輸にてタイに入ってくるからである。従って、税関にて差し止められた海賊版もしくは模倣品のケースは無い。密輸に関して言えば、税関を通して模倣品を輸入する行為にはいくつかの方法があるが、通常は、物品のブランド名について虚偽の内容が記載されていたり、申告書の物品名に実際に輸入する物品とは異なる内容が記載されたりする。

貨物検査についてであるが、各税関では X-Ray 機械を通じて輸入物（梱包物、手荷物も含む）を検査し、疑わしい貨物等については貨物の中味を開けて詳細に検査を行う。また、コンテナ貨物を扱う税関（例えば、タイ中央税関、バンコク港税関局、Laemchabang 港税関局、Pranburi 税関局など）では、コンテナ用の X-Ray 機械（固定型、移動型）を導入して貨物検査を行っている。

知的財産権に違反している海賊版物品で逮捕され差し止められたものは、殆どは不正商標商品や著作権侵害物品である。侵害品は、それぞれの地点の税関に近い他国から輸入されてくる海賊版音楽 CD や映画 CD が多い。例えば、Nong Khai 県の Khong 川で差し止められた海賊版 CD は、その海賊版 CD の生産工場がラオスにあり、ラオスにて生産されている。費用についてであるが、税関宛に知的財産権侵害の鎮圧を求めて費用が払われることは無い。但し、その鎮圧願いから何らかの損害が発生した場合は除く。正規権者が貨物の差し止めを要求する際の税関に対する補償金支払いには基準がなく、それぞれの税関によって基準が異なっているのが実情である。

国境沿い及び港税関の取締官の話によると、模倣品の国境沿い水際取締りの効率化を図るために重要なことの一つは、正規権者からの模倣品及び正規品に関する詳しい情報（情報のアップデートも含める）の継続的な提供、及び真贋鑑定の際の正規権者もしくはその代理人の迅速な協力である、とのことであった。

タイ税関の場所及び連絡先 :

引用 UHL: <http://www.customs.go.th/AboutCustoms/CustomsHouse.jsp>



## 1. タイ中央税関局の「検査及び鎮圧局」

タイ中央税関局の「検査及び取り締まり部門」  
(Investigation and Suppression Bureau, Customs Department)  
住所：Soonthongosa Rd., Klong Toey, Bangkok, 10110 Thailand  
Tel. +66-2-667-7676, +66-2-667-7777  
Fax. +66-2-249-0445  
URL: [www.iprcustoms.com](http://www.iprcustoms.com) E-mail: [webmaster@iprcustoms.com](mailto:webmaster@iprcustoms.com)  
or online call center at: <http://www.iprcustoms.com>

本局は 2003 年に設置され、模倣品の貿易の阻止をより効率化することを目的として設置された。本局には約 11 人の専門担当官が違法貨物の阻止についての権限を持っており、その他にはタイの全土（港や国境税関）に渡り約 200 人の専門検査官が水際取り締まりの任務を負っている。税関での IPR 侵害について、本局は、税関法及び関連法や省令に反している犯罪の検査、監視及び鎮圧の任務を負っており、IPR の違反の鎮圧もその任務に含まれている。

検査及び取り締まり部門の業務：

- ・ 税関法及びその関連法及び規則に違反する行為について、検査、監視、鎮圧する
- ・ 押収物を廃棄する

現在のところ、知的財産権侵害物品の検査及び差し押さえに関する専門の税関検査官がおらず、知的財産権侵害鎮圧を担当する検査官は、通関業務を担当している一般の検査官である。DIP（知的財産局）から知的財産権の保護申請書を受領後、本部署は他の税関局や地方税関局と情報を提供し協力体制を取る。

タイ税関は、知的財産権に違反する犯罪の検査、監視及び鎮圧の責務を負っている検査及び差し止め部の組織内に「知的財産権鎮圧部」を設置することを計画しており、近い将来にはこの部署が正式に設置される予定である。

輸入貨物の検査：

コンテナ用の検査手段として X-Ray 機械が導入されている。

- ・ X-Ray 機械（固定型）2 台の導入：現在、この機械は中央税関局及び LaemChabang 港税関局にても使用されている。
- ・ X-Ray 機械（移動型）7 台の導入：現在、この機械はバンコク港税関局及び Pranburi 税関局（タイ南部）にても使用されている。

コンテナの検査の仕方：

税関のデータベース等から検査するコンテナを特定化し、X-Ray 検査場所までコンテナを移動する。その後、X-Ray 検査機械により、コンテナ全体をスキャンし（数分かかる）、スキャン後の画像を、輸入申告書類と照らし合わせて分析する。（申告書に記載のコンテナの貨物の内容は何か、アイテムは数種類あるのか、どのように梱包されているか等。）そして、もし不審な貨物が見つかった場合には、コンテナを開けて貨物の中味を検査する。



### コンテナ用の X-Ray 機械

コンテナ付きトラックを左側に駐車、X-Ray 機械にてコンテナをスキャンする。



税関に提出された貨物に関する書類と照らし合わせながら、コンテナの内部を検査する。

もしコンテナ内部に疑わしい貨物が入っていると判断された場合には、コンテナの内部について、さらに検査が行われる。

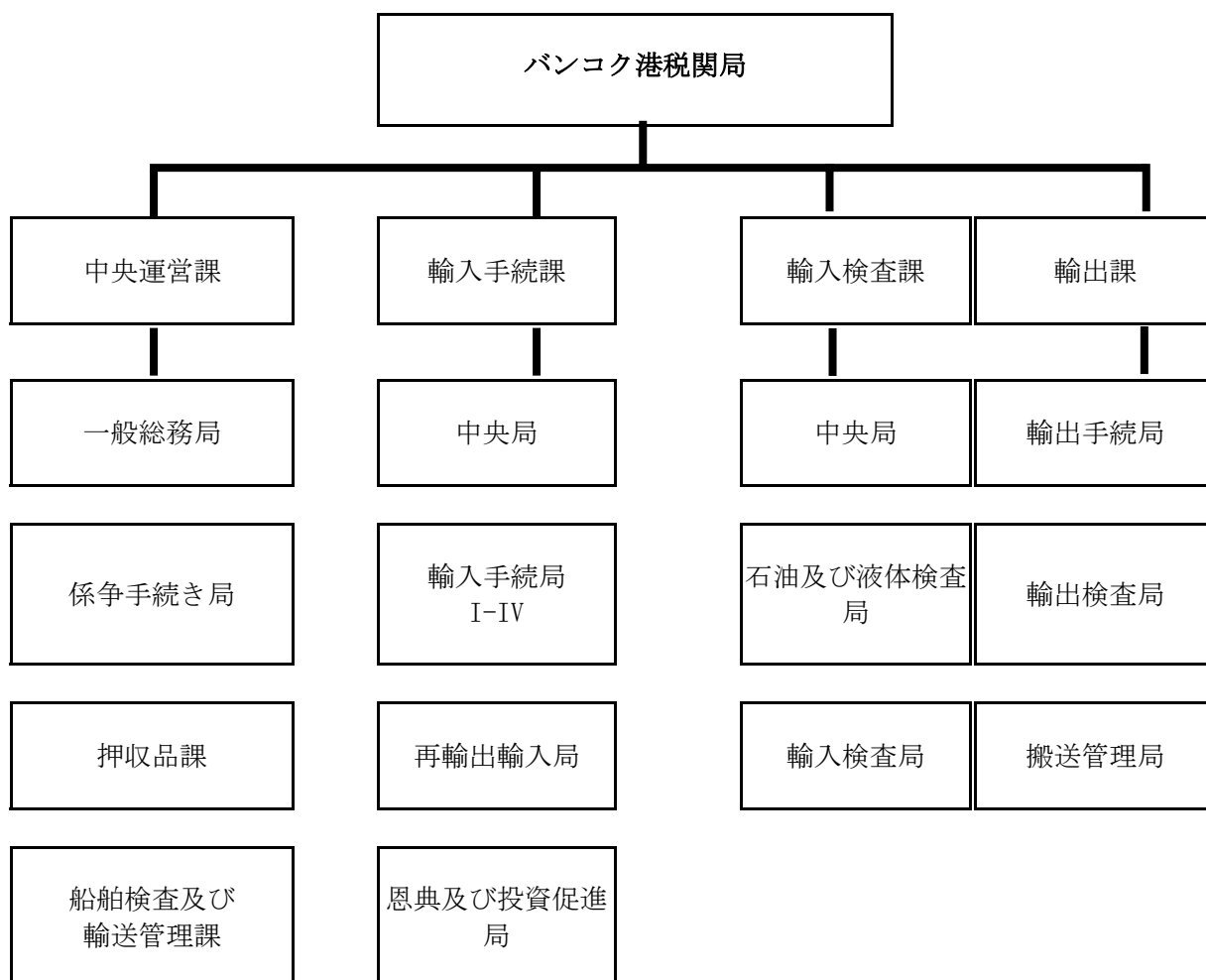
## 2. バンコク港税関局

住所： Bangkok Port Customs Bureau  
 1, Sunthorn Goosa, Klongtoey, Bangkok 10110  
 Tel: +66-2-249-7382 Fax: +66-2-249-7382  
 WEBSITE: 無し

検査及び取り締まり部門の業務：

- ・ 税金徴収、貨物の調整、輸出入物の検査及び通関手続き、貨物の別の船への移動、移動貨物、保税倉庫の貨物の出入り管理、フリーゾーンやEPZ(緊急時計画地域)の管理
- ・ 税関法及びその関連法及び規則に違反する行為について、検査、監視、鎮圧する
- ・ 押収物を廃棄する

バンコク港税関局の組織図



バンコク港税関局の統計：

バンコク港税関局にて差し止められた知的財産権侵害品 (2006-2007年度) (単位：タイバーツ)			
年度	件数	量 (個)	金額 (タイバーツ)
2006(Jan 1,2006-Dec.31,2006)	20	219,660	15,707,2530.89
2007(Jan 1,2006-Dec.31,2007)	26	882,094	33,980,705.00



### 3. レムチャバン港税関局

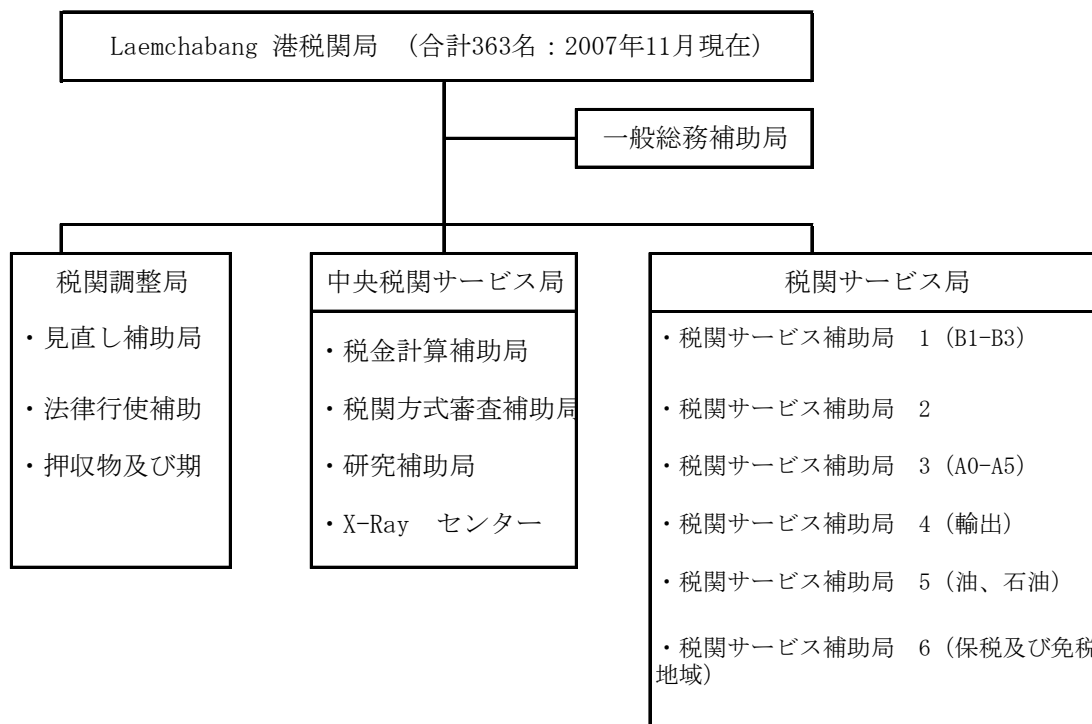
住所： Laemchabang Customs Bureau  
 Tambon Siiracha, Amphee Siiracha, Chonburi, 20110  
 Tel: +66-3-840-7701 Fax: +66-3-840-7702

WEBSITE: <http://www.lbcustoms.net>

検査及び取り締まり部門の業務：

- ・ 税金徴収、貨物の調整、輸出入物の検査及び通関手続き、貨物の別の船への移動、移動貨物、保税倉庫の貨物の出入り管理、フリーゾーンやEPZの管理
- ・ 税関法及びその関連法及び規則に違反する行為について、検査、監視、鎮圧する
- ・ 押収物を廃棄する

Laemchabang 港税関局の組織図：



Laemchabang 港税関局の統計：無し

#### 4. メーサイ（MaeSai）税関局：（ミャンマーとタイの国境沿い）

住所：

Phaholyothin road, Mae Sai, Chaing Rai , 57130 Thailand

Tel: +66-5-3731-715

Fax : +66-5-3733-663

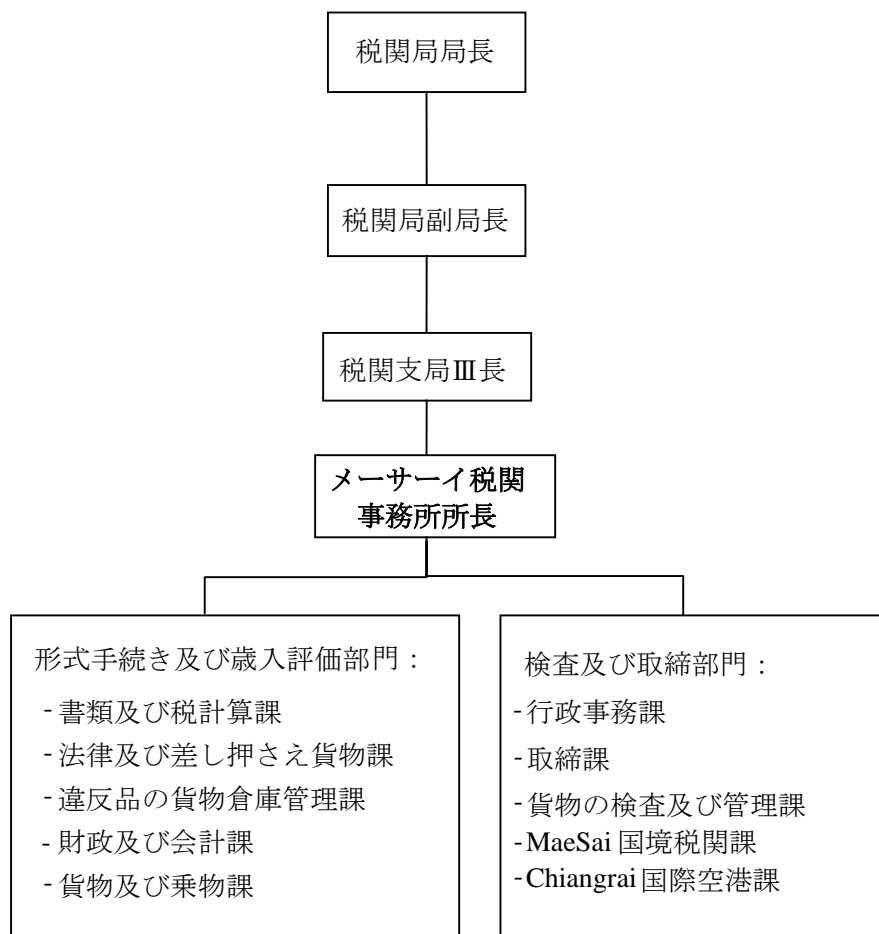
WEBSITE: <http://www.maesaicustoms.com/>

メーサーイ税関局は、税関支局Ⅲ下にあり、タイの北部に位置している。国境はミャンマー（タチレック地区）に接しており、メーサーイ川によって分断されている。メーサーイ税関局からバンコクまでは900キロメートルである。メーサーイ税関局は、税関法（No. 7）2480年の財務省省令No.4のもとで、1940年7月26日に設立された。

メーサーイ税関局の管轄区域：

- ・ チェンセン税関局の管轄であるチェンセン、チェンコン税関局の管轄であるチェンコンとティエン以外の、チェンライ県すべて
- ・ チェンコン税関局の管轄であるチェンクム以外の、パヤオ県すべて
- ・ チェンライ国際空港

MaeSai 税関局の組織図：



輸出入品について：

メーサーイ税関局での通関地点での輸出入貨物は、ミャンマーからタイへの輸入品やタイからの輸出品だけでなく、ミャンマーを経由して他国へ輸出される場合や他国からミャンマーを経由する場合もある。

Table 1……MaeSai 税関で扱った輸出入品金額（1996-2006 年まで）

MaeSai 税関で扱った輸出入品金額（1996-2006 年まで）			
単位：100 万タイバーツ			
年度	輸出入金額	輸出品金額	ミャンマーが国境を封鎖していた期間
1996	29.70	1,635.12	
1997	97.74	2,605.98	
1998	202.43	2,095.23	
1999	154.36	1,977.23	
2000	48.95	1,937.85	Oct.2 - Nov.23 2000 (1 ヶ月 21 日間)
2001	55.61	949.23	Feb.13 - June 23,2001 (4 ヶ月 10 日間)
2002	91.22	1,049.47	May 22 - Oct.15,2002 (4 ヶ月 23 日間)
2003	85.20	1,564.10	
2004	498.39	1,915.42	
2005	385.99	1,916.59	
2006	306.58	2,111.89	

Table 2……MaeSai 税関での取り締まり件数（2005-2006 年度）

MaeSai 税関での取り締まり件数（2005-2006 年度）				
詳細	2005 年度		2006 年度	
	件数	タイバーツ	件数	タイバーツ
覚せい剤	38	9,270,000	24	12,510,000
著作権侵害品	11	1,780,000	40	14,360,000
税関法で禁じられている物品	240	8,390,000	141	11,560,000
合計	289	19,440,000	205	38,430,000

**Table 3**…MaeSai 税関での密輸品取締り 2006 年度

MaeSai 税関での密輸品取締り 2006 年度 (単位：タイバーツ)							
Month	Case	Value	Duty	Excise Tax	Municipal Tax	VAT tax	Total value including Duty
Oct. 2005	26	1,412,097.00	39,895.00	-	-	21,517.00	1,473,509.00
Nov.	14	2,886,893.00	705,725.00	8,898.00	890.00	152,790.00	3,755,196.00
Dec.	16	179,093.00	48,965.00	-	-	5,401.00	233,459.00
Jan. 2006	29	1,864,809.00	101,057.00	5,400.00	309.00	67,220.00	2,038,795.00
Feb.	10	949,763.00	114,157.00	9,210.00	-	72,934.00	1,146,064.00
Mar.	18	10,458,091.00	241,407.00	22,167.00	2,217.00	119,375.00	10,843,257.00
Apr.	19	1,425,097.00	110,724.00	15,854.00	73,362.00	782.00	1,625,819.00
May	19	3,837,190.00	327,897.00	3,306.00	-	234,017.00	4,402,410.00
Jun.	20	4,245,483.00	235,842.00	1,065.00	107.00	214,884.00	4,697,381.00
July	10	1,772,442.00	326,257.00	5,110.00	406.00	130,709.00	2,234,924.00
Aug.	17	2,930,091.00	672,666.00	-	-	241,828.00	3,844,585.00
Sep.	7	1,678,990.00	325,158.00	-	-	124,719.00	2,128,867.00
<b>Total</b>	<b>205</b>	<b>33,640,039.00</b>	<b>3,249,750.00</b>	<b>71,010.00</b>	<b>77,291.00</b>	<b>1,386,176.00</b>	<b>38,424,266.00</b>

5. ノーンカーイ (NongKhai) 税関局：(ラオスとタイの国境沿い)

Nong Khai Customs House  
Address : Mitrapaph Road, Nong Kom Koh, Muang district, Nong Khai  
Tel :

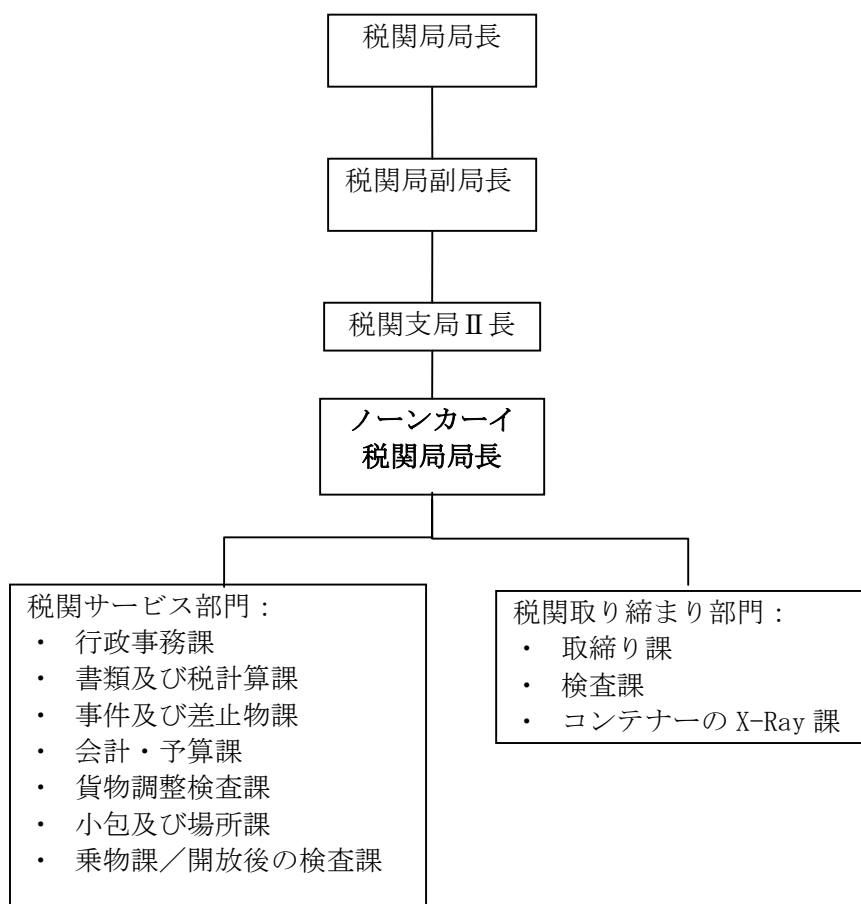
ノーンカーイ税関局は、税関支局Ⅱ下にあり、タイ北東部のノーンカーイ県、ノンコムコー、ミトラパップ通りの政府機関のある中心部に位置している。国境は、ラオスと接しており、メコン川によって分断されている。

ノーンカーイ税関局の管轄区域：

ノーンカーイ税関局の管轄区域は、ブンカルン税関局の権限区域を除いたノーンカーイ県のムアン、シリチェンマイ、スンコム、パタック、タボ、スラクライ、ポンピサイ、ファオライ、ラタナワペー、ソピサイ、パカッド地区である。

ノーンカーイ税関局の職員数：60名(2007年10月現在)

Nong Khai 税関局の組織図：



輸出入品：

ノンカーイ税関局での通関地点での輸出入品は、ラオスからタイへの輸出入品やタイからラオスへの輸出品だけでなく、ラオスから他国を経由したまたは他国からラオスを経由する場合もある。例えば、ヨーロッパで製造されたものがラオスを経由してタイで販売される。

Table 1 : Nong Khai 税関での輸出入品金額

Nong Khai 税関での輸出入品金額 (2005-2007) 単位：百万タイバーツ		
Fiscal Year	Imported Goods	Exported Goods
2005	1,277.75	16,595.31
2006	1,526.16	18,131.70
2007	1,510.42	21,888.50

Table 2 : Nong Khai 税関での輸人品上位 10 項目

Nong Khai 税関での輸人品上位 10 項目 (2007 年度) 単位：タイバーツ		
No.	輸出品名	金額
1	板材	566,736,649.92
2	完成品の車用電気線	85,465,984.06
3	寄木	41,320,643.96
4	電気線	27,656,111.92
5	電気抵抗線	18,329,718.85
6	男性用、子供 (男子) 用下着	17,678,789.43
7	亜鉛鉱石	16,841,799.07
8	ユニフォーム	15,793,107.39
9	紙	13,695,678.35
10	男性用、子供 (男子) 用の洋服	11,814,106.43

Table 3 : Nong Khai 税関での輸出品上位 10 項目

Nong Khai 税関での輸出品上位 10 項目 (2007 年度) 単位：タイバーツ		
No.	輸出品名	金額
1	石油系製品	3,627,752,122.60
2	車	1,632,144,470.02
3	セメント粉	813,491,467.80
4	長パイル布	553,877,944.67
5	ニット系の布	240,619,151.86
6	医療器具	173,966,435.66
7	掘り起こし用器具	133,236,407.87
8	エチレンポリマー	129,294,941.17
9	タイル	128,930,066.01
10	トラック及び車用の外タイヤ	126,777,385.75

Table 4: Nong Khai 税関での密輸品取り締まり件数、機関名 (2007 年度)

Nong Khai 税関での密輸品取り締まり件数、機関名 (2007 年度) 単位：タイバーツ			
取締り機関名	Nong Khai 税関	警察	軍
対象物	車、にんにく、洋服、携帯電話、化粧品、外国酒、外国タバコ、ワイン、ブランド物婦人用カバン、米、DVD や VCD、ゲーム、洋画等	洋服、靴下、材木、のこぎり、消耗品等	
金額	10,056,655.50	2,870,653.00	135,905.00
取り締まられた側の人数	130	45	14

6. アランヤプラテート (Aranyaprathet) 税関局：(カンボジアとタイの国境沿い)

住所：Aranyaprathet Customs House  
 Address： Ban Klong Luk, Aranyaprathet district, Sra Keaw  
 WEBSITE: <http://www.arancustoms.org/>

アランヤプラテート税関局は、税関支局 I 下のタイ東部にあり、タイ国境から一キロメートルのサケーオ県アランヤプラテート地区、バンロールクに位置している。1931年11月1日に設立され、カンボジア国のバンタイ・ミンチャイ県に接している。

アランヤプラテート税関局の管轄地域は、プラチンブリ県とサケーオ県を含む地域である。

アランヤプラテート税関局の職員数：68名 (2007年11月現在)

Table 1... Aranyaprathet 税関局での輸入品上位 5 品目 (2007 年度、1 October 2006 - 30 September 2007)

Aranyaprathet 税関局での輸入品上位 5 品目 (2007 年度、1 October 2006 - 30 September 2007)		
No.	Import Goods	Value (Million タイバーツ)
1	鉄廃棄物や鉄くず	336,296
2	中古の洋服	176,986
3	アルミニウム廃棄物やアルミニウムくず	175,074
4	飼料用とうもろこし	159,204
5	大豆種	128,325

Table 2... Aranyaprathet 税関局での輸出品上位 5 品目 (2007 年度、1 October 2006 - 30 September 2007)

Aranyaprathet 税関局での輸出品上位 5 品目 (2007 年度、1 October 2006 - 30 September 2007)		
No.	Export Goods	Value (Million Baht)
1	オートバイのパーツ	1,443,046
2	ポートルランドセメント	1,069,550
3	エンジン	937,686
4	動物用飼料	839,014
5	オートバイの付属品	935,988

Aranyaprathet 税関局での密輸品取締り (2003-2007 年度)

Fiscal year	No. of cases	Value of Seized Goods (タイバーツ)
2003	120	4,244,510.87
2004	128	6,836,011.00
2005	178	8,224,341.00
2006	347	12,102,155.00
2007	269	16,617,831.500

Table 4 : Aranya prathet 税関での輸出入品金額 (2004-2007) 単位 : 百万タイバーツ

Aranya prathet 税関での輸出入品金額 (2004-2007) 単位 : 百万タイバーツ		
<b>Fiscal Year</b>	<b>Imported Goods</b>	<b>Exported Goods</b>
2004	1,178.347	12,160.031
2005	828,595	14,711.858
2006	1,194.775	16,642.474
2007	1,306.818	17,161.530

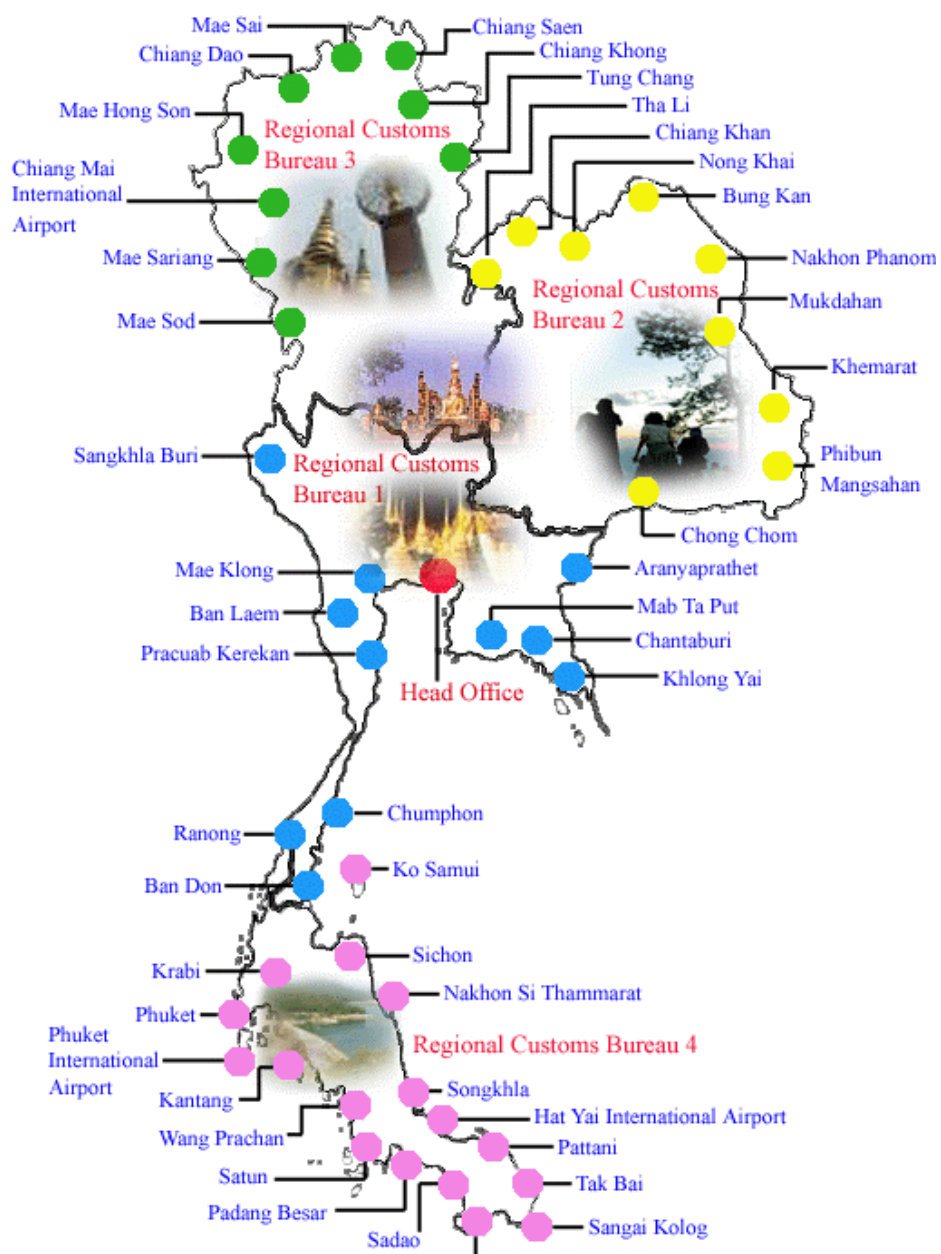


## 添付資料 B：水際措置に関わる参考資料及び書類書式

1. タイ税関の地図及び連絡先
  - ・ 全国地図
  - ・ 税関の連絡先（地域別）
  
2. タイ税関での輸入/輸出手続
  - (1) 書類作成
  - (2) 輸入通関手続
  - (3) 輸出通関手続
  - (4) 輸入手続きフローチャート（ペーパーレス、EDI、MANUAL）
  
3. フォーム（和訳。非公式使用）
  - Form 1：商標保護申請書フォーム（タイ王国への輸出入品に関する商務省告示/1987年（仏暦 2530年））
  - Form 2：商標検査申請書フォーム（KorSorKor18）
  - Form 3：著作権侵害貨物の差し止め申請書フォーム（税関局告示 No. 28/1993年より）
  - Form 4：補償責任引き受け書

# 1. タイ税関の場所及び連絡先

引用 UHL: <http://www.customs.go.th/AboutCustoms/CustomsHouse.jsp>



中央部

局/ 税関	地区	県	郵便番号	電話番号
税関局	クロントイ	バンコク	10110	0-2249-9017, 0-2249-0431-40
税関局長	クロントイ	バンコク	10110	0-2249-0442
副税関局長 I	クロントイ	バンコク	10110	0-2249-4055
副税関局長 II	クロントイ	バンコク	10110	0-2672-7685, 0-2672-7865
副税関局長 III	クロントイ	バンコク	10110	0-2249-4073, 0-2672-8133
副税関局長 IV	クロントイ	バンコク	10110	0-2249-4081, 0-2249-0443
法務局	クロントイ	バンコク	10110	0-2667-7024
バンコク港税関局	クロントイ	バンコク	10110	0-2249-7382
バンコク税関局	クロントイ	バンコク	10110	0-2249-0444, 0-2667-6000-1
バンコク国際空港税関局	ドンムアン	バンコク	10210	0-2535-1431, 0-2535-1039, 0-2523-7324, 0-2523-6430
レムチャバン港関税局	クロントイ	バンコク	10110	(038) 409301, 490151
内部監査部	クロントイ	バンコク	10110	0-2667-7368, 0-2671-7368
関税部類局	クロントイ	バンコク	10110	0-2249-4399, 0-2671-8658
税関外務参事官	クロントイ	バンコク	10110	0-2660-5759
手続・査定基準局	クロントイ	バンコク	10110	0-2667-7170-3
貨物分析局	クロントイ	バンコク	10110	0-2249-1122
効率向上業務	クロントイ	バンコク	10110	0-2667-7795, 0-2667-7564
国庫課	クロントイ	バンコク	10110	0-2249-4113
秘書課	クロントイ	バンコク	10110	0-2667-7980, 0-2672-8127
人材管理局	クロントイ	バンコク	10110	0-2667-7969, 0-2671-7969, 0-2249-4218
企画・国際業務局	クロントイ	バンコク	10110	0-2240-2617, 0-2671-7639
特別税関局	クロントイ	バンコク	10110	0-2672-8122
情報技術・伝達局	クロントイ	バンコク	10110	0-2249-4167
税務監査局	クロントイ	バンコク	10110	0-2249-4192
調査・取締局	クロントイ	バンコク	10110	0-2249-4205

## 地方税関支局 I

局 / 税関	地区	県	郵便番号	電話番号
地方税関支局 I	クロントイ	バンコク	10110	0-2667-7299
プラチュアップケレカン 税関	ムアン	プラチュアップケレカン	77000	(032)611383, 611378
バンレーム税関	バンレーム	ペッチャブリー	76110	(032)481825-6
メクロン 税関	ムアン	サムットソンクラン	75000	(034)711555, 713079
アランヤプラテート 税関	アランヤプラテート	サケーウ	27120	(037)231214
クロンヤイ税関 House	クロンヤイ	トラート	23110	(039)581019, 581361
マブタプット税関	ムアン	ラヨー	21150	(038)683371, 683369
サンクラブリ税関	サンクラブリ	カンチャナブリー	71240	(034)595298-9
ラノー	ムアン	ラノー	85000	(077) 824874, 824872
チュムポー	ムアン	チュムポー	86000	(077) 571734-5
バンドン	ムアン	スラータニー	84000	(077) 282510, 272016
チャンチャブリー	ムアン	チャンタブリー	22000	(039) 322133
サムイ島	サムイ島	スラータニー	84140	(077) 421366

## 地方税関支局 II

局 / 税関	地区	県	郵便番号	電話番号
地方税関支局 II	ムアン	ノーンカイ	43000	(042) 411715, 461153
ノーンカイ	ムアン	ノーンカイ	43000	(042) 411518, 421468
ブンカン	ブンカン	ノーンカイ	43140	(042) 491179, 491180
ナコンパノム	ムアン	ナコンパノム	48000	(042) 511499
ムッタハン	ムアン	ムッタハン	49000	(042) 611758, 611775
タリ	タリ	ルーイ	42140	(042) 889187
チェンカン	チェンカン	ルーイ	42110	(042) 821100
チョンジョム	ムアンスリン	スリン	32000	(044) 513847
ピブンマンサハン	ピブンマンサハン	ウボンラーチャタニー	34110	(045) 441013, 441345
ケマラット	ケマラット	ウボンラーチャタニー	34170	(045) 491180

### 地方税関支局 III

局/税関	地区	県	郵便番号	電話番号
地方税関支局 III	ムアン	チェンマイ	50000	(053) 270660-1 ext. 102
メーサーイ税関	メーサイ	チェンライ	57130	(053) 733662
チェンセーン税関	チェンセーン	チェンライ	57150	(053) 777097-8
チェンコン税関	チェンコン	チェンライ	57140	(053) 791435
メーホンソーン税関	ムアン	メーホンソーン	58000	(053) 612041, 611921
メーサリアン税関	メーサリアン	メーホンソーン	58110	(053) 681312
チェンダオ税関	チェンダオ	チェンマイ	50170	(053) 455187, 455055
チェンマイ空港税関	ムアン	チェンマイ	50000	(053) 277699, 280827
メーソッド税関	メーソッド	タック	63110	(055) 563095, 563910
タンチャン	タンチャン	ナーン	55130	(054) 795082

### 地方税関支局IV

局/税関	地区	県	郵便番号	電話番号
地方税関支局IV	ムアン	ソクラーン	90000	(074) 311871
ナコンシータマラート税関	ムアン	ナコンシータマラート	80000	(075) 369371
シチョン税関	シチョン	ナコンシータマラート	80120	(075) 536433, 536434
ソクラーン税関	シンナコーン	ソクラーン	90280	(074) 331399
サダーオ税関	サダーオ	ソクラーン	90120	(074) 412594, 411029
パダンバサー関税	サダーオ	ソクラーン	90120	(074) 521991-2
ハジャイ空港税関	ハジャイ	ソクラーン	90115	(074) 251082
パッタニー税関	ムアン	パッタニー	94000	(073) 335163-4
タバイ税関	タバイ	ナラティワート	96110	(073) 581276-7
サンガイコロン税関	サンガイコロン	ナラティワート	96120	(073) 611368-9
ベトン税関	ベトン	ヤラ	95110	(073) 231024, 231194
プーケット税関	ムアン	プーケット	83000	(076) 211105-6
プーケット国際空港税関	タラン	プーケット	83110	(076) 327436-5
クラビー税関	ムアン	クラビー	81000	(075) 611350, 620950
カンタン税関	カンタン	トラン	92110	(075) 251003
ワンプラチャン税関	クアドーン	サトゥーン	91160	(074) 797095
サトゥーン税関	ムアン	サトゥーン	91000	(074) 711072, 721389

## 2. タイ税関での輸入/輸出手続

引用 URL <http://www.customs.go.th/Customs-Eng/CargoClearance/CargoClearance.jsp?menuNme=Cargo>

タイに積荷が発着する際、輸入者又は輸出者は貨物の通関手続のため、税関に証明書類と一緒に貨物申請書を提出しなければならない。適法な積荷の流れ、動きをスピードアップ、円滑にするために、税関局は2つの通関システム、マニュアル型とオンラインデータ交換（EDI）を提供している。

### (1) 必要書類

法人：輸入・輸出業者に関連した法人は以下のように分類された適当なスマートカードの申請が必要となる。

- (a) 輸入者・輸出者用ゴールドカード
- (b) 認可済み税関ブローカーカード（シルバー）
- (c) 所有者又は管理者カード（イエロー）
- (d) 代理人カード（グリーン）
- (e) 税関手続カード（ピンク）

税関部は民間企業が輸入者・輸出者や関係者にスマートカードを発行することを許可しています。スマートカードについてさらに詳しい情報は、以下までご連絡ください。  
Ground Floor, 120-Year Building, Customs Department, Tel. 0-22402773-6 and 0-22402779.

自然人：自然人は通関手続の段階で下記の身分証明書類のいずれかの提出を求められる。

- (a) IDカード
- (b) 国家公務員用 ID カード
- (c) 国営企業職員用 ID カード
- (d) パスポート（タイ非居住人）

### (2) 輸入通関手続

輸入申請書の提出：輸入通関手続の初段階としてマニュアル又は EDI システムにて輸入申請書（Customs Form 99 or 99/1）を提出する。

証明書類の準備：第2段階として証明書類を準備する。（税関通知書 No. 38/2543 の規定）

- (a) BL 又は AWB
- (b) 請求書の複製3枚
- (c) 梱包明細書
- (d) 保険請求書
- (e) 解放承諾書（Customs Form 100/1 or 469）；
- (f) 輸入価額 500,000 バーツを超える場合、外国取引書
- (g) 輸入許可証（適用可能な場合）
- (h) 原産地証明書（適用可能な場合）
- (i) カタログや製品の明細書などその他関連書類

申請書と証明書類の確認：第3段階として税関によって通関港に申請書と全ての証明書類が検査のため提出される。（EDI レッドライン又はマニュアル形式の場合）税関職員は申請書が適切に記入されているかどうか、必要証明書類が揃っているかどうかを確認する。加えて関税の算定、資材評価もこの段階で検査される。

関税の徴収：第4段階としては適切な関税の支払いそして/ または預金の保証である。現在輸入関税の支払いには4つの意味がある。

- ① 税関局での支払い：輸入者は輸入港の出納課に支払いをする。税関はそれから貨物を関係倉庫での検査及び解放で使用される領収書を発行する。支払いは現金か小切手によるものとし、小切手の場合は以下のものでなければならない。
- ・タイ銀行（BOT）で発行された小切手
  - ・銀行振出小切手；
  - ・銀行の保証書を伴った小切手
  - ・為替手形又は国際為替手形
- ② BOT のパーツ単位によるオンライン支払い：1998年1月1日より、輸入者はタイ商業銀行が関税局に対してタイパーツ単位で支払いを転送することが認められている。
- ③ クルンタイ銀行のオンライン支払い（出納システム）：税関局とクルンタイ銀行は2000年9月1日から提携している。このサービスを利用する輸入者は、税関通知書 No 77/2543 に添付されている関税支払い用紙を複製1枚と共にそろえる。
- クルンタイ銀行のいずれかの支店にて関税局の口座への支払い用紙を提出する。そして銀行は輸入者に支払い確認番号を添えてその複写を返却する。取引処理それぞれの銀行手数料は30パーツである。
- 輸入申請書の1ページ目に支払い確認番号を記入し、積荷の検査と解放で使用される領収書を受け取るために証明書類を関税局の出納課に提出する。
- ④ EDI 経由のオンライン支払い（EFT）関税支払人（輸入者・輸出業者）、仲介の銀行（輸入者・輸出業者が口座を持っている銀行）、税関銀行、そして税関局の間で支払いが行われる。EDI を通じた EFT システムの過程は以下のとおり。
- ・関税支払人はオンラインで税関銀行に対して支払いを転送するように指示する。
  - ・オンライン支払いが承認された後、仲介銀行は関税支払人に参考のため処理番号を割り当てる。そして税関銀行に支払いを転送する。
  - ・EFT を通し支払いが完全にされた際、税関銀行はオンラインで仲介銀行が関税支払人に与えた処理番号に関して関税局に支払い通知をする。
  - ・同時に、関税支払人もオンラインで与えられた処理番号を参考に税関局に支払い通知をする。
  - ・税関 EDI システムは関税支払人からの支払い通知を審査し、それを証明書類と比較する。
  - ・全ての書類に誤りがない場合、税関局は関税支払人に積荷の検査、解放の際使用する領収書を受け取りに来るようにオンラインメッセージを送る。

積荷の検査と解放：最終段階は検査と税関保護監督からの解放である。輸入者は適切な倉庫へ支払いの領収書と共に検査通知書を提出する。税関検査官はその通知に対して輸入品の検査を行う。その積荷が通知書と一致する場合、税関検査官はコンピューターシステムにその検査結果を記録し、輸入者にその積荷を開放する。

それでもやはりマニュアル形式の下での積荷検査の工程は EDI システムのそれとは異なる。マニュアルの通関手続について、積荷は税関局によって無作為な基準で検査される。しかしながら EDI システムは税関局が仕様した無作為な度合いに関係なく検査された積荷を要求している。（税関通知書 No. 47/2543）

### （3）輸出税関手続

輸出申請書の提出：輸出税関手続の第1段階は、税関のマニュアル又は EDI システムで規定されている輸出申請書の提出である。（税関通知書（No. 101 or No. 101/1）

証明書類の準備：第2段階としては、下記の証明書類の準備である。

- (a) 請求書
- (b) 梱包明細書
- (c) 輸入価額 500,000 パーツを超える場合、外国取引書
- (d) 輸出許可証（適用可能な場合）

(e) その他関連書類（適用可能な場合）

申請書と証明書類の確認：第3段階としては、税関より輸出先へ検査のための申請書と全ての証明書類の提出である。（EDI レッドライン又はマニュアル形式の場合）税関職員は申請書が適切に記入されているか、必要な証明書類が揃っているかを確認する。

輸出関税の徴収（ある場合）：第4段階としては、適当な関税の支払いである。

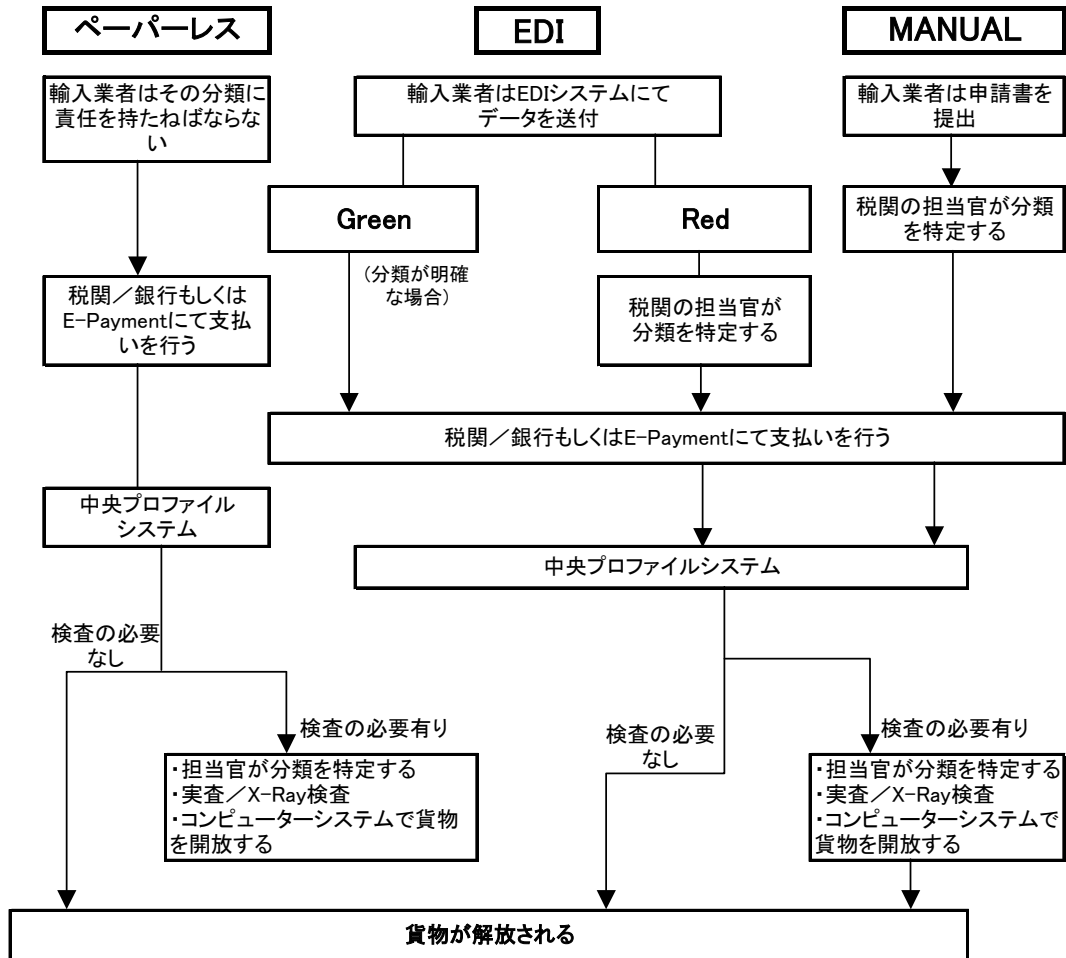
貨物の検査と解放：最終段階としては、積荷の検査、そして最終的に税関監督保護下から解放である。輸出業者は適当な倉庫へ領収書（ある場合）と共に確認済みの申請書を提出する。税関検査官はその申請書にそって輸出貨物を検査する。その申請書と貨物が一致する場合、税関検査官はコンピューターシステムにその検査結果を記録し、貨物を解放する。

輸出業者がEDIのグリーンライン工程を利用する場合、その者はオンラインシステムで税関局に先に述べた申請書を提出することができる。その後関税局はEDIシステムを通したオンライン申請書を再確認する。その申請書が適切に記入されていて、グリーンラインとして分類された場合、関税局は貨物の検査と解放のために倉庫へ直接手続をした輸出業者に申請番号を割り当てる。



(4) 輸入手続フローチャート

**税関での輸入手続き**



### 3. タイ税関での水際対策に必要な書類書式

#### (1) 商標保護申請書 (Form 1)

タイ王国への輸出入品に関する  
 商務省告示 1987年 (仏暦 2530年) に基づく  
 商標保護申請書

担当者用
受理番号:
日付
時間
担当者名

1. 私は商標の保護を申請致します。

名前	法人名 (会社/パートナーシップ、会社登録番号、 国籍)				個人 (氏名及び国籍)		
所有者							
代理人							
住所	番号	ソイ	通り	地区	地方	国	
所有者							
代理人							
所有者電話番号					代理人電話番号		

2. 私は、商標登録官に対して、以下の商標の保護を申請致します。

登録番号		分類		貨物名	
出願番号					
国名					

3. 私は、商標登録官に対して、以下の補正/更新を申告致します。

登録番号	出願番号	国名	
番号	補正/更新のリスト	補正/更新日	期限日

4. 私は、以下の証拠を申請書とともに提出致します。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商標登録証書/登録証明書/商標登録書のコピー一部</li> <li>・ 委任状の原本一部</li> <li>・ 宣誓書の原本一部</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保証責任引き受け書一部</li> <li>・ 貨物のラベルのサンプル二部</li> <li>・ その他</li> <li>・ 数量</li> </ul>
--	---

5. 私は、商標登録官へ申請したとおり、私の商標を模倣した貨物の輸出あるいは輸入を禁じることを求め、上記の内容が事実であることを証明致します。ここに添付する3枚のフォームは、保護を求める商標の詳細です。(更新の通知を除く)

注釈: 住所はタイ国内で連絡の取れる場所あるいはオフィスを意味する。

書名欄 \_\_\_\_\_ 申請人/代理人  
 ( \_\_\_\_\_ )  
 ...../...../.....

(Form 1 翻訳書類: 非公式書類)

## (2) 商標検査申請書フォーム (Kor Sor Kor 18) Form 2

記載場所及び日付：

件名：

宛て先：

私（会社名及び住所、電話番号を記載）は、税関の係官に対して、（住所連絡先を記入）の（会社あるいはパートナーシップなどの名前及び住所を記載）の貨物で、（日付記載）に（本国向け／外国向けの）貨物番号（ ）である貨物の商標検査を申請致します。

上記の貨物は、（ ）港に（ ）によって輸入／輸出されたものです。

荷物の荷印：	量、貨物の外見：	種別：	商標：
--------	----------	-----	-----

私は、もし本商標検査によって損害が生じた場合、輸入／出業者及び税関に補償責任を負うことに同意します。

私は税関の係官に対して当該貨物の商標を検査することを申請致します。  
また、この書類とともに（ ）を提出致します。

署名欄（ ）  
管理者／所有者／代理人（ ）

商標サンプルの送付申請：

私（ ）は、税関による商標検査に立会い、かつ商標のサンプルは検査のため知的財産局の商標登録官に送付される事に同意致します。

署名欄：（ ）  
申請人：（ ）

(Form 2 翻訳書類：非公式書類)

### (3) 著作権侵害貨物の差し止め申請書フォーム (Form 3)

(税関局告示 No. 28/1993 年より)

記載場所：

日付：

案件：著作権侵害貨物の差し止め申請

宛て先：

私（氏名を記入）は、（ ）という企業経営責任者あるいは事業の経営パートナーであり、（ ）という貨物の著作権者もしくは著作権使用許諾者で、この貨物に使用している商標（ ）であり、正規に登録されている住所又は企業の所在地は（ ）です。私の著作権物あるいは著作権ライセンスを侵害し、複製あるいは改ざんした疑いのある貨物の輸出入者である（氏名： ）による（ ）個（ ）パック）の輸出入品が船便名（ ）で（日付）に（番号札ナンバー： ）にて（ ）へ出港／入港します。

従って、私は、税関に対してその貨物の差し止めを求めます。もし上記の貨物が著作権侵害物品としてみなされず、輸出入者あるいは税関に損害を与えた場合、私は、私の申請に関わることによって生じたすべての損害あるいは費用について責任を取ることに同意致します。

署名欄：（ ）  
申請人（ ）

注釈：この申請書に添付して提出される書類は以下の通りである。

1. 住居登記簿及び身分証明書のコピー
2. 会社登記証明書の原本
3. （必要な場合）委任状
4. 著作権の所有者であることを示す証拠書類

(Form3 翻訳書類：非公式書類)

(4) 補償責任引き受け書 (例) (Form 4)

会社名：

日付：

件名：補償責任引き受け書

宛先：タイ税関局

私（ ）は、私の商標を侵害する貨物の輸出入を差し止めるよう求めた私の申請によって税関の関係者が私の商標を侵害する貨物を検査したことから生じたすべての損害について責任を有します。

署名欄：（ ）

申請人：（ ）

(Form 4 翻訳書類：非公式書類)

## 添付資料 C：税関での知的財産権水際措置に関わる法規

### 1. 税関での知的財産権水際措置に関わる法規

- 法規 1：タイ王国への輸出入品に関する商務省告示 1987 年（仏暦 2530 年）
- 法規 2：タイ王国への輸出入品に関する商務省告示（第 94 集）1993 年（仏暦 2536 年）
- 法規 3：タイ王国への輸出入品に関する商務省告示（第 95 集）1993 年（仏暦 2536 年）
- 法規 4：タイ王国への輸出入品に関する商務省告示（第 96 集）1993 年（仏暦 2536 年）
- 法規 5：税関局法 1939 年（仏暦 2482 年）（第 19 条の 2）
- 法規 6：税関局一般指導第 2 号/1988 年（仏暦 2531 年）（議題：追加税関規則 1987 年第 20 章第 23 条第 1 項）
- 法規 7：税関局一般指導第 27 号/1993 年（仏暦 2536 年）（議題：他人の著作権を侵害している貨物についての実施規則）
- 法規 8：税関局告示第 28 号/1993 年（仏暦 2536 年）（議題：他人の著作権を侵害している貨物についての実施規則）
- 法規 9：偽造あるいは模倣商標を付したタイ王国への輸出入品に関する商務省規則 1987 年（仏暦 2530 年）
- 法規 10：商標保護申し立ての条件、原則、証拠提出方法の特定に関する商標登録官告示 1987 年（仏暦 2530 年）
- 法規 11：著作権侵害物品の輸出入の禁止に関する商務省省令（第 1 集）1993 年（仏暦 2536 年）
- 法規 12：著作権の侵害に使用されうる機器のタイ国への輸入許可に関わる商務省規則（第一部）1993 年（仏暦 2536 年）

(法規 1)

## タイ王国への輸出入品に関する商務省告示 1987 年（仏暦 2530 年）

正確でかつ需要に合致した貨物の輸出および輸入が国家の経済的な安定をもたらすために、タイ王国内の輸出入品法 1981 年第 5 条が定める効力により、商務大臣はここに告示を交付する。

### 第 1 項

この告示を「タイ王国への輸出入品に関する商務省告示 1987 年」と称する。

### 第 2 項

この告示は政府官報で告示後 90 日以降に効力を有する。

### 第 3 項

この告示において、「商標」とは、国内外を問わず、所有者がある 1 品目あるいは複数の品目において正式に登録し、商標登録官が税関に報告したリストにある商標をいう。

本告示における「商標登録官」とは、特許・商標局、商業局長をも意味し、さらに商標局長が商標登録官として任命した者をも含む。

### 第 4 項

商標権者が第 5 項のもとに商標保護を申し立てたとき、偽造もしくは模倣商標をつけた貨物の輸出又は輸入は禁じられる。

### 第 5 項

自己の商標の保護を申し立てる者は、以下の行為を行わなければならない。

- 5.1 商標登録官が定める条件、原則、方法に従って証拠を提出するとともに商業局の商標登録官に申し立てを行う。
- 5.2 自己の商標が偽造あるいは模倣されているという妥当な根拠がある場合には、税関の担当官が輸出あるいは輸入者に貨物の引渡しを許可する前に、各回ごとに商標の検査を申請する。

### 第 6 項

税関の担当官が、その貨物が偽造あるいは模倣商標を付した輸出あるいは輸入貨物であると判断できなかった場合、税関の担当官は、その件の判断を商標登録官に任せ、商標登録官は、商標登録の原則に従って判断を行わなければならない。

### 第 7 項

以下の場合には、第 4 項を適用しないものとする。

- 7.1 個人旅行者が適当な量において持ちこみ、あるいは持ち出す個人用あるいは家庭用の貨物
- 7.2 個人旅行者が適当な量で持ち込み、あるいは持ち出す土産物品

### 第 8 項

本告示に従って商務大臣は責務を遂行しなければならない。

1987 年 10 月 11 日交付  
(Montri Pongpanich)  
商務大臣

(法規2)

## タイ王国への輸出入品に関する商務省告示(第94集)1993年(仏暦2536年)

他人の著作権を侵害する輸出入品を規制し、タイの経済を安定させるため、「タイ王国の輸出入法1979年」第5条の定める効力により、商務大臣は内閣承認のもとで以下の告示を公布する。

### 第1項

本告示を「タイ王国への輸出入品に関する商務省告示(第94集)1993年」と称する。

### 第2項

本告示は政府官報の公示日の翌日から発効する。

### 第3項

本告示において、他人の著作権を侵害して作成された、複製あるいは改変カセットテープ、コンパクトディスク、ビデオテープ、コンピュータープログラム、書籍あるいはその他の貨物の輸出あるいは輸入を禁止する。

### 第4項

第3項については、妥当な数量でかつ非営利目的でない場合の、個人的な使用又は研究や学術のための使用の場合には適用されない。

### 第5項

本告示に基づき商務大臣は責務を遂行しなければならない。

1993年4月21日公示

Utai Pimjaichon  
商務大臣

(1993年4月27日付政府官報第110集第52巻で公示された)



(法規3)

## タイ王国への輸出入品に関する商務省告示(第95集)1993年(仏暦2536年)

著作権関連貨物の輸出入を正確で合法に行い、タイの経済を安定させるために、「タイ王国の輸出入法1979年」第5条の定める効力により、商務大臣は内閣承認のもとで以下の告示を公布する。

### 第1項

本告示を「タイ王国への輸出入品に関する商務省告示(第95集)1993年」と称する。

### 第2項

本告示は政府官報の公示日から90日以降に発効する。

### 第3項

本告示の、

「複製」とは、原創作物やその複製品の重要部分の全体あるいは一部を問わず、複写、模写、複製、鋳型作成、音声の録画、画像の録画あるいは音声及び画像を録画する行為をいう。

「改変」とは、新しい著作物を作り出すことなく、原創作物の重要部分の全体あるいは一部を問わず、変更、修正、模倣することをいう。

### 第4項

著作権者あるいはライセンシーは、貨物が自己の著作権貨物またはライセンスを受けたものの貨物の複製品あるいは改造品である疑いについて妥当な根拠があれば、タイ王国からの輸出が承認される前又は輸入者に引き渡される前に、その都度差し止めと検査を請求することが出来る。

第一段落に基づく著作権者又はライセンシーは、法人の代表者、管理者あるいは代理人を含むものとする。

第一段落に基づく差し止めと検査は、税関極の定めた原則及び条件に従うものとする。

### 第5項

第4項に基づく申請を受け、税関の担当官が貨物の差し止めを適当だと判断した場合には、税関の担当官は直ちに申請人、輸出業者あるいは輸入者に通知し、申請人は定められた期間内にその貨物の検査に立ち会わなければならない。

### 第6項

著作権者あるいはライセンシーは、自己の著作権貨物またはライセンスを受けたものの貨物の複製品あるいは改造品を見つけた場合、その発見から24時間以内に捜査官に申し立てを行い、かつ税関の担当官にその旨を届け出なければならない。

業務時間以外あるいは休日のために上記の24時間という期限内に税関に連絡できない場合、申請人は業務時間開始時間から3時間以内に税関の担当官に届け出なければならない。

第一段落及び第二段落に基づく期限を過ぎても著作権者あるいはライセンシーからの届出がなかった場合、税関の担当官は、その貨物の輸出を承認するか、又は輸入者にその貨物を引き渡さなければならない。

### 第7項

第4項に基づく貨物の差し止め及び検査申請人は、輸出入者の氏名及び住所、荷受人名、及び貨物の数量を知る権利を有する。

### 第8項

第4項に基づく貨物の差し止め及び検査を求める著作権者あるいはライセンシーは、輸出業者、輸入者並びに税関に対して損害を与えた場合、いかなる責任も負わなければならない。

### 第9項

本告示に従って商務大臣は責務を遂行しなければならない。

1993年4月21日公示  
Utai Pimjaichon  
商務大臣

1993年4月27日付の政府官報第110集第52巻で交付された

(法規4)

## タイ王国への輸出入品に関する商務省告示(第96集)1993年(仏暦2536年)

著作権侵害を検査し抑止するため、「タイ王国の輸出入法1979年」第5条の定める効力により、商務大臣は内閣承認のもとで以下の告示を公布する。

### 第1項

本告示を「タイ王国への輸出入品に関する商務省告示(第96集)1993年」と称する。

### 第2項

本告示は政府官報の公示日から発効する。

### 第3項

カセットテープ、ビデオテープ、CD の著作権侵害に使用できる機器をタイに輸入する際には、許可を得なければならない。

### 第4項

第3項に基づく輸入許可は、商務省の規定する省令に従わなければならない。

### 第5項

本告示に基づき商務大臣は責務を遂行しなければならない。

1993年6月10日公示  
Utai Pimjaichon  
商務大臣

1993年6月22日付の政府官報第110集第81巻で交付された。

(法規 5)

税関局法 1939 年 (仏暦 2482 年) (第 19 条の 2)

第 19 条の 2 : 外国の港に輸出され、あるいは外国の港に向かっている船舶に保管されている貨物が、輸入貨物に混合されたか、組み立てられたかあるいは梱包された貨物であると局長あるいは局長から権限を受けた者から認められた場合、すでに輸入貨物に支払われた輸入関税は、以下の基準及び条件に従って、輸入者に払戻金として償還されなければならない。

- (a) その輸入貨物への払い戻しが省令で禁じられていないこと
- (b) 輸出貨物の製造、混合、組み立て、梱包に使用された輸入貨物の量は、局長の承認あるいは通知した原則によらなければならない。
- (c) その貨物は、払い戻しが請求されている港あるいは場所を通じて輸出されていること
- (d) その貨物は、輸出貨物の製造、混合、組み立て、あるいは梱包に使用された貨物の輸入日から 1 年以内に輸出されていること
- (e) 払い戻しの申し出は、局長が適切と判断した場合に限って期限の延長が行われ、貨物の輸出日から 6 ヶ月以内に行われなければならない。

局長は、貨物の特定及び再輸出、書類の準備及び作成、適切な払戻金の計算その他、この払い戻しの申し出に関わる手続きについての規定を定める権限を有する。

(法規 6)

**税関局一般指導第 2 号 1 9 8 8 年 (仏暦 2531 年)**  
**(追加税関規則 1 9 8 7 年 第 2 0 章第 2 3 条第 1 項)**

第 2 0 章第 2 3 条第 1 項

商標を偽造あるいは模倣している疑いのある場合の商標検査について

1. 輸入検査課、輸出検査課あるいは税関が、本規則に貼付されている書類 Kor Sor Kor 18 の提出によって商標検査の申請を受理した場合、税関の担当官は以下の手続きを進めなければならない。
  - 1.1 申請人の申請書の詳細に加え、その申請人に申請をする権利があるかどうか、例えば管理人あるいはその商標権者、あるいは管理人や商標権者から委任された代理人であるかどうかを確認する。
  - 1.2 その申請人が商標登録官から認定を受けた商標登録証書を示しているかどうか確認する。  
前述の審査を行ううえで、知的財産局の商標登録官から提出された商標登録項目と、申請人からの証拠書類とを照らし合わせて審査が進められなければならない。さらに税関の担当官は、申請人に意見聴取を行い、自己の商標が偽造あるいは模倣されたと疑う根拠を明確に説明させる権限を有する。
2. 前述の 1.1 と 1.2 の手続きが終了した後、担当の課の担当官あるいは税関の担当官は、申請に応じてその申請者から通知を受けた模倣あるいは偽造商標を疑われる商標の検査をするため、担当官を派遣しなければならない。
3. 商標を検査する際、税関の担当官は申請人の前で検査を行い、検査が終了した場合、以下の手続きを進めなければならない。
  - 3.1 税関の担当官がその商標が模倣あるいは偽造商標であるかどうか判断ができなかった場合、又申請書類 Kor Sor Kor 18 の最後のページに申請人が商標サンプルの送付を申請していた場合、税関の担当官と申請人は、当該商標の付されている貨物を採取し、税関の担当官は、その貨物の見本に書式 133 の用紙を貼り付ける。さらに税関の担当官は自らの判断を詳細に記録し、それらすべてを商標登録官に送付し、商標登録官に判断を委ねなければならない。その際、以下の証拠書類を添付しなければならない。
    - (1) 申請人に関するすべての証拠書類のコピー
    - (2) 税関の担当官の意見を詳細に記した記録書
    - (3) 輸出業者あるいは輸入者の貨物の見本
    - (4) 申請人からの書類のコピー商標登録官が追加の証拠書類の送付を請求した場合、税関の担当官は提出をしなければならない。  
商標登録官からの決定を待つ間、税関の担当官はその貨物は差し止めなければならない。
  - 3.2 その商標が模倣あるいは偽造商標であると決定された場合、その件は訴訟課へ手続きが進められる。

1988 年 1 月 21 日より発効  
1988 年 1 月 18 日公布

Viroj Laophan  
税関局局长

(法規 7)

**税関局一般指導第 27 号 1993 年 (仏暦 2536 年)**  
**(他人の著作権を侵害している貨物についての実施規則)**

他人の著作権を侵害する貨物がタイ国から輸出、輸入されることを規制するために、タイ王国への輸出入品に関する商務省告示(第 94 集及び第 95 集) 1993 年に従って税関局の任務が的確に行われるようにするため、1926 年税関法第 3 条の規定に依拠し、他人の著作権を侵害する貨物に関する活動規定である税関活動規定 1987 年に第 202302 項を追加する。

1. 著作権者あるいはそのライセンサーが、輸出あるいは輸入された貨物が自己の著作権を侵害しているか、あるいは著作権者から許可を得た作品を複製あるいは改造した貨物である、という妥当な理由があり、税関の担当官に対してその貨物の差し止めと検査を申請した場合、局の長、税関の長、あるいは権限を委任された者は、その輸出入貿易地において差し止めをするべきかどうかについて決定をする権限を有する。もし差し止めをするべきであると判断した場合、申請人、輸出業者あるいは輸入者に対し直ちにその旨を通知し、申請人は申請書を提出した時点から 24 時間以内にその貨物の検査に立ち会わなければならない。
2. 税関の担当官は、関係者の面前でその貨物の検査を行い、その結果を記録し、証拠として関係者全員に署名をさせなければならない。
3. もし申請人が輸入者や輸出業者の住所、氏名、貨物の数を知らせよう求めた場合、税関の担当官は、その要請に従って通知しなければならない。
4. 知的財産局が税関に対して通知した著作権に関する情報は、貨物の検査に関わる情報として、法務部と税関局のすべての局に通知されなければならない。
5. 差し止めと検査の申請に基づく検査により、その輸出あるいは輸入貨物が他人の著作権を侵害していることが判明した場合、担当官は、タイに不正品を輸入しようとしたか、あるいは不正品を国外に輸出しようとしたという罪状をそれぞれの場合に応じて記録し、規則に従って事件としてその後の手続きを送らなければならない。

税関の担当官が、その商標が模倣あるいは偽造商標であるかどうか判断ができなかった場合、又は、申請書類の最後のページに申請人が商標サンプルの送付を申請していた場合、税関の担当官と申請人は、当該商標の付されている貨物を採取し、さらに税関の担当官は自らの判断を詳細に記録し、商標登録官に送付し、商標登録官にその件についての判断を委ねなければならない。その際、以下の証拠書類を添付しなければならない。

- (1) 申請人に関するすべての証拠書類のコピー
- (2) 税関の担当官の意見を詳細に記した記録書
- (3) 輸出業者あるいは輸入者の貨物の見本
- (4) 申請人からの書類のコピー

商標登録官が追加の証拠書類の送付を請求した場合、税関の担当官は提出をしなければならない。

本命令は、1993 年 7 月 26 日より効力を有する。

1993 年 7 月 26 日公布  
Aran Thammano  
税関局局长

(法規 8)

**税関局告示第 28 号 1993 年**  
**(他人の著作権を侵害している貨物についての実施規則)**

他人の著作権を侵害する貨物がタイ国から輸出、輸入されることを規制するために、タイ王国内の輸出入に関する商務省告示(第 9 4 集及び第 9 5 集) 1993 年に従って税関局の任務が的確に行われるようにするため、税関局は以下の告示を公布する。

1. 著作権者あるいはそのライセンシーが、輸出あるいは輸入された貨物が自己の著作権を侵害しているか、あるいは著作権者から許可を得た作品を複製あるいは改造した貨物である、という妥当な理由があり、税関の担当官に対してその貨物の差し止めと検査を申請した場合、局の長、税関の長、あるいは権限を委任された者は、その輸出入貿易地において差し止めをするべきかどうかについて決定をする権限を有する。もし差し止めをするべきであると判断した場合、申請人、輸出業者あるいは輸入者に対し直ちにその旨を通知し、申請人は申請書を提出した時点から 24 時間以内にその貨物の検査に立ち会わなければならない。
2. 著作権者あるいはそのライセンシーが、自己の著作権を侵害しているか、あるいは著作権者から許可を得た作品を複製あるいは改造した輸出あるいは輸入貨物を見つけた場合、発見から 24 時間以内に捜査官に申し立てを行い、さらに税関にもその旨を届けなければならない。  
第一段落に基づく 24 時間という期限内に、業務時間以外あるいは休日のため上記の税関に連絡ができない場合、申請人は業務時間開始時間から 3 時間以内に税関の担当官にその旨を届けなければならない。  
  
第一段落及び第二段落に基づく期限を過ぎても著作権者あるいはライセンシーからの届出がなかった場合、税関の担当官は、通常通り、その貨物の輸出を承認するか、又は輸入者にその貨物を引き渡さなければならない。
3. もし申請人が、輸入者や輸出業者の住所、氏名、貨物の数を知らせよう求めた場合、税関の担当官は、その情報を与えなければならない。
4. 貨物の差し止め及び検査を求める著作権者あるいはライセンシーは、輸出業者、輸入者並びに税関に対して与えた如何なる損害に対しても、全責任を負わなければならない。
5. 貨物の差し止め及び検査の結果、その貨物が他人の著作権を侵害した輸出あるいは輸入貨物であることが判明し、その輸出業者あるいは輸入者が他の抗弁を講じなかった場合、担当官は逮捕記録を作成し、規則に従って手続きを進めなければならない。  
貨物の差し止め及び検査の結果、税関の担当官が、その貨物が他人の著作権を侵害した輸出あるいは輸入貨物であると判断せず、さらに輸出業者あるいは輸入者と申請人との間で意見の食い違いが生じている場合で、その申請人が引き続きその貨物の差し止めを求める場合、申請人が捜査官に対して訴えを起こし、さらに第 2 項に従って税関の担当官に速やかにその旨を届けなければならない。
6. 貨物差し止め申請書は、貨物ごとに輸入検査係 I、II あるいは輸出検査係に提出されなければならない。中央税関並びに税関支局では、各々の最高責任者である税関長に提出されなければならない。差し止め申請書は本規則末尾に添付されているものを使用し、その申請書には家屋登記簿、身分証明書、会社登記簿、(もし必要な場合は)委任状、著作権者あるいは知的財産局から承認されたライセンシーであることを証明する証拠のコピーを貼付しなければならない。

本告示は 1993 年 7 月 26 日より効力を発する。

1993 年 7 月 23 日公布  
Aran Thammano  
税関局局长

(法規 9)

## 偽造あるいは模倣商標を付したタイ王国への輸出入品に関する 商務省規則 1987 年 (仏暦 2530 年)

1987 年 10 月 14 日に交付された「タイ王国への輸出入品に関する商務省告示 1987 年」は、タイ国内外を問わず正式に登録されている商標を偽造あるいは模倣した商標を付した貨物の輸出あるいは輸入を禁じている。以上の告示の行使を確実にかつ効果的にするために、商務省は以下の規則を交付する。

### 第 1 項

本規則を「偽造あるいは模倣商標を付したタイ王国への輸出入品に関する商務省規則 1987 年」と称する。

### 第 2 項

本規則は 1988 年 1 月 21 日より施行される。

### 第 3 項

1987 年 10 月 14 日交付の「タイ王国への輸出入品に関する商務省告示 1987 年」に基づいて商標の保護を求める者は、商標登録官の指定した書式の書類を商業局の特許・商標課に提出しなければならない。

### 第 4 項

第 3 項に基づく書類を受理した後、審査の担当官は、その商標権者の提出した証拠書類や、商標権者名、指定貨物名、商標に使用されている語句や図が記載されているリストから審査を行う。審査が終了した後、税関の担当官が以後審査を行うための情報を提出するべく商標登録官にその旨を通知しなければならない。

### 第 5 項

税関に対し輸出あるいは輸入貨物に付されている商標の検査をするよう商標保護の申し立てがあった場合、税関の担当官は申請人に意見聴取を行い、偽造や模倣が行われたとする主張に対する根拠を明確にさせることが出来る。さらに、その申請人に対し、当該保護申請によって生じた損害に対するすべての補償責任を負わせることが出来る。この場合は税関局の規定する原則と方法に従わなければならない。

### 第 6 項

税関の担当官が、その輸出あるいは輸入貨物が偽造あるいは模倣商標を付しているか否かについて確定ができない場合、商標登録官に以下の証拠書類を添付して、その判断を商標登録官に委ねなければならない。

- (1) 保護申請人に関するすべての証拠書類のコピー
- (2) 税関の担当官による審査に関する意見
- (3) 当該輸出あるいは輸入貨物のサンプル
- (4) 第 5 項に基づく申請人から得た書類のコピー

この場合において、商標登録官は、適当と考える追加の証拠を税関の担当官から求めることが出来る。

### 第 7 項

1987 年 10 月 14 日に交付の「タイ王国への輸出入品に関する商務省告示 1987 年」に基づいて行使された後、裁判になった件について、商標登録官は当該告示第 6 項に基づく規定に従って決定をすることはできない。

### 第 8 項

本規則にしたがって、商業局局長ならびに税関局局長は責務を遂行しなければならない。

1987 年 12 月 25 日交付  
(Montri Pongpanich)  
商務大臣

(法規 10)

## 商標保護申し立ての条件、原則、証拠提出方法の特定に関する 商標登録官告示 1987 年 (仏暦 2530 年)

1986 年 10 月 14 日交付の「タイ王国への輸出入品に関する商務省告示 1987 年」第 5 項の効力により、商標登録官は、商標保護申請の条件、原則、証拠提出方法の特定を以下のように公布する。

### 第 1 項

タイ国内外を問わず正式に登録されている商標の商標権者で、1986 年 10 月 14 日交付の「タイ王国への輸出入品に関する商務省告示 1987 年」に基づいて自己の商標の保護を申請する者は、商標登録官に対して一つの商標につき一部の申請書類を提出することが出来る。

### 第 2 項

第 1 項に基づき申請書を提出する際、商標がタイで登録されていた場合、申請書とともに以下の書類を提出しなければならない。

- (1) 正しいコピーであることが証明されている商標登録証書のコピー、又は正しいコピーであることが担当官によって証明されている商標登録記録書のコピー
- (2) 商標権者に代わって代理人が申請する場合は、委任状の原本
- (3) 商標権者が法人である場合は、証明権限のある者による証明が記載されている、6 ヶ月以内に発行された会社登記簿の原本
- (4) 商標権者がタイに住所を持たない場合、外国で作成される(2)と(3)の書類には、その外国の公証人やタイ領事館あるいはタイ大使館による証明書が必要である。
- (5) 保護申請によって生じうる損害に対する補償責任引受書
- (6) 本来その貨物に対して使用されるべき商標の見本

### 第 3 項

第 1 項に基づき申請書を提出する際、商標が外国で登録されていた場合、申請書とともに以下の書類を提出しなければならない。

- (1) その外国の特許商標局によって発行された、商標登録に関する証明証書あるいはその他の書類のコピーで、さらに当該書類には少なくとも以下の項目が記載されていなければならない。
  - A. 商標権者名
  - B. 商標に使用されている語句あるいは図
  - C. 商品分類と指定商品項目
  - D. (もしある場合は)条件および制限
  - E. 出願日と商標権の消滅日
- (2) 商標権者に代わって代理人が申請する場合は、委任状の原本
- (3) 商標権者が法人である場合は、証明権限のある者による証明が記載されている 6 ヶ月以内に発行された会社登記簿の原本
- (4) 外国で作成される(1)、(2)、及び(3)の書類には、第 2 項の(4)の規定を準用する。
- (5) 保護申請によって生じうる損害に対する補償責任引受書
- (6) 本来その貨物に対して使用されるべき商標の見本

### 第 4 項

第 1 項に基づき商標保護申請書が提出された後に、後日その商標に関する登録項目あるいは商標権の期限に変更があった場合、その申請人は、商標担当官に対して本告示の末尾にある書式に従って、その商標に関する登録項目あるいは商標権の期限の変更を知らせなければならない。この場合、当該変更の許可を受領した日から 30 日以内にてその変更を許可されたことを示す担当官からの証明書類を添付しなければならない。

第一段落に基づく商標担当官への書類提出については、第 2 項(2)(3)及び(4)が準用されなければならない。

### 第 5 項

商標権者が第 4 項に従わなかった場合、最初に提出された登録項目を正しい項目であるとみなす。

### 第 6 項

本告示に基づいて作成される書類が外国語であった場合、それらの書類をタイ語に翻訳し、さらに申請人によりその翻訳が正しいことが証明された証明書を付さなければならない。



第7項

商標登録官に対して提出される書類は、タイ語で正しくかつ明確にタイピングされ、さらに申請書に規定されている事項をもれなく記載していなければならない。

本告示の末尾にある申請書の規定の枠に貼付するよう定められている商標の語句あるいは図については、登録商標と同一のものを使用しなければならない。もし当該商標の語句あるいは図が規定の枠よりも大きい場合、商標登録官が適当と考える方法で布の裏地あるいは別の素材に貼付し、折って枠内に収まるようにしなければならない。

第8項

保護申請を行う者の住所がタイ国内にない場合、商標登録官が連絡を取れるようタイに連絡場所や事務所がなければならない。

第9項

告示に従って商標権者が提出した申請書類や証拠書類を審査し、商標登録官が当該書類が正しくなく、あるいは瑕疵があると判断した場合、商標登録官は、その商標権者に対して補正をさせたり、又は書類や追加の書類を提出させたり、又は追加の供述をさせることができる。

その商標権者が、当該商標登録官の命令を受領した日から30日以内にその命令に従わなかった場合、その申請を放棄した、とみなす。

1988年1月21日施行

1987年12月28日公布

(Narongsak Pichayapanich)  
特許・商標局長  
商標登録官

(法規 11)

## 著作権侵害物品の輸出入の禁止に関する商務省省令（第 1 集）1993 年 （仏暦 2536 年）

1993 年 4 月 21 日における、他人の著作権を侵害して作成された、複製あるいは改変カセットテープ、コンパクトディスク、ビデオテープ、コンピュータープログラム、書籍あるいはその他の貨物の輸出入を禁じた「タイ王国への輸出入に関する商務省告示（第 94 集）1993 年（仏暦 2536 年）」を遂行するため、商務省は以下の省令を發布する。

第 1 項：

本省令を「著作権侵害物品の輸出入の禁止に関する商務省省令（第 1 集）1993 年（仏暦 2536 年）」と称する。

第 2 項：

本省令は直ちに施行される。

第 3 項：

本省令において、

「著作権」とは、著作者が創作した著作物に関するあらゆる排他的権利をいう。

「複製」とは、原創作物やその複製品の重要部分の全体あるいは一部を問わず、複写、模写、複製、鋳型作成、音声の録画、画像の録画あるいは音声及び画像を録画する行為をいう。

「改変」とは、新しい著作物を作り出すことなく、原創作物の重要部分の全体あるいは一部を問わず、変更、修正、模倣することをいう。

1. 文学著作物に関して、選択や脚色による翻訳、変更、収集を含む。
2. 演劇著作物に関して、元の言語が異なる言語であるかに関わらず、非演劇著作物を演劇著作物に変えること、またその逆の変更を含む。
3. 美術著作物に関し、原創作物を二次元又は三次元へ変更したり、あるいは原創作物の模型の製造を含む。
4. 音楽著作物に関して、歌詞やリズムの調整あるいは変更を含む。

第 4 項：

本省令による輸出入を禁じられる貨物とは、本省令で定義される著作権者の複製あるいは改変著作物を意味する。

第 5 項：

知的財産局は、本告示に基づく輸出入品に関わる手続きのために使用される証拠として、税関及び国際貿易局に、著作権者の所有する証拠及び情報を送らなければならない。もし、追加の証拠及び情報があった場合は、随時税関及び国際貿易局に送付しなければならない。

第 6 項：

タイ国からの輸出の際、第 5 項に基づいて知的財産局が税関に通知したリストに基づく著作権侵害物品の輸出は禁じられるが、輸出業者がその著作権所有者か著作権者本人または代理人である場合は除く。

第 7 項：

第 6 項に基づかない輸出品は、本告示に基づく禁じられた輸出品ではない。税関はそれらの貨物を解放しなければならない。

第 8 項：

関係機関からの通知のない貨物や、著作権侵害であるとの明確な証拠のない貨物である場合、税関は、本告示に基づく禁じられた貨物でないことを根拠にその貨物を解放しなければならない。

第 9 項：

外国貿易局の局長は、本省令について責務を遂行しなければならない。

1993 年 6 月 22 日公布  
Mr. Uthai Pimchaichon  
商務大臣

(法規 12)

## 著作権の侵害に使用されうる機器のタイ王国への輸入許可に関わる 商務省規則(第一部) 1993年(仏暦 2536年)

1993年6月10日に公示された「タイ王国への輸出入品に関する商務省告示(第96集)1993年」により、カセットテープ、ビデオテープ、CDの著作権侵害に使用できる機器をタイに輸入する際には、許可を得なければならない。さらに前述の貨物をタイ国内に輸入する許可を得るためには商務省の規定に従わなければならない。

前述の告示を遂行するために、商務省は以下の規則を公布する。

### 第1項

本規則を「著作権の侵害に使用されうる機器のタイへの輸入許可に関わる商務省規則(第一部)1993年」と称する。

### 第2項

本規則は直ちに施行される。

### 第3項

本規則において、「機器」とは、以下の意味を有する。

#### 3.1 テープカセット高速録音機

- (1)一秒間に3 1/4 × 16インチ以上の速度で送る音声を出すシステム
- (2)一秒間に1 7/8 × 16インチ以上の速度で送る音声を出すシステム
- (3)テープの巻き返し

#### 3.2 コンパクトディスク製造機

- (1)CD打ち出し機
- (2)CD印刷機
- (3)CD検査機器

#### 3.3 コンパクトディスク原盤製作機

#### 3.4 ビデオテープ高速録画機

#### 3.5 NTSCからPALへ、あるいはPALからNTSCへとシグナルを変換する機器

### 第4項

国際取引局は、適当と認めたときは第3項に基づく機器のタイ国内への輸入許可についての審査を行わなければならない。

### 第5項

その許可された貨物を第三者に対して販売、頒布、譲渡する場合、その許可を受けた者は、その許可を受けた日から15日以内に、規定に従って国際取引局に対して報告をしなければならない。さらに、その譲渡を受けた者は、販売、頒布、譲渡を受けたことを国際取引局に対して、規定に基づく期日内に報告をしなければならない。さらにそれ以降譲渡を受けた者も同様に、販売、頒布、譲渡を受けたことを、国際取引局の規定した原則及び手順に従って、国際取引局に対して報告をしなければならない。

### 第6項

国際取引局は、著作権の侵害を審査しかつ取締るために、第5項に基づく許可及び報告に関する証拠書類のコピーを知的財産局に送付しなければならない。

### 第7項

国際取引局局長は本規則に従って責務を遂行しなければならない。

1993年7月5日公布  
Utai Pimjaichon  
商務大臣

## 2. TRIPS 協定からの抜粋(第51条—第60条。和訳抜粋)

(引用 URL: [http://www.jpo.go.jp/shiryou/s\\_sonota/fips/trips/ta/chap4.htm](http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/trips/ta/chap4.htm))

### 第4節 国境措置に関する特別の要件 (注)

- 第51条 税関当局による物品の解放の停止
- 第52条 申し立て
- 第53条 担保又は同等の保証
- 第54条 物品の解放の停止の通知
- 第55条 物品の解放の停止の期間
- 第56条 物品の輸入者及び所有者に対する賠償
- 第57条 点検及び情報に関する権利
- 第58条 職権による行為
- 第59条 救済措置
- 第60条 少量の輸入

(注) 加盟国は、関税同盟を構成する他の加盟国との国境を越える物品の移動に関するすべての管理を実質的に廃止している場合には、その国境においてこの節の規定を適用することを要求されない。

### 第51条 税関当局による物品の解放の停止

加盟国は、この節の規定に従い、不正商標貨物又は著作権侵害物品(注1)が輸入されるおそれがあると疑うに足りる正当な理由を有する権利者が、これらの物品の自由な流通への解放を税関当局が停止するよう、行政上又は司法上の権限のある当局に対し書面により申し立てを提出することができる手続(注2)を採用する。加盟国は、この節の要件を満たす場合には、知的所有権のその他の侵害を伴う物品に関してこのような申し立てを可能とすることができる。加盟国は、自国の領域から輸出されようとしている侵害物品の税関当局による解放の停止についても同様の手続を定めることができる。

注1 この協定の適用上、

(a) 「不正商標貨物」とは、ある貨物について有効に登録されている商標と同一であり又はその基本的側面において当該商標と識別できない商標を許諾なしに付した、当該貨物と同一の貨物(包装を含む。)であって、輸入国の法令上、商標権利者の権利を侵害するものをいう。

(b) 「著作権侵害物品」とは、ある国において、権利者又は権利者からの正当に許諾を受けた者の承諾を得ないである物品から直接又は間接に作成された複製物であって、当該物品の複製物の作成が、輸入国において行なわれたとしたならば、当該輸入国の法令上、著作権又は関連する権利の侵害となったであろうものをいう。

注2 権利者によって若しくはその承諾を得て他の国の市場に提供された物品の輸入又は通過中の物品については、この手続を適用する義務は生じないと了解する。

### 第52条 申し立て

前条の規定に基づく手続を開始する権利者は、輸入国の法令上、当該権利者の知的所有権の侵害の事実があることを権限のある当局が一応確認するに足りる適切な証拠を提出し、及び税関当局が容易に識別することができるよう物品に関する十分詳細な記述を提出することが要求される。権限のある当局は、申し立てを受理したかしなかったか及び、権限のある当局によって決定される場合には、税関当局が措置をとる期間について、合理的な期間内に申立人に通知する。

### 第53条 担保又は同等の保証

1 権限のある当局は、申立人に対し、被申立人及び権限のある当局を保護し並びに濫用を防止するために十分な担保又は同等の保証を提供するよう要求する権限を有する。担保又は同意の保証は、手続の利用を不当に妨げるものであってはならない。

2 意匠、特許、回路配置又は開示されていない情報が用いられている物品に関して、この節の規定に基づく申立てに伴い、当該物品の自由な流通への解放が司法当局その他の独立した当局以外の権限のある当局による決定を根拠として税関当局によって停止された場合において、第55条に規定する正当に権限を有する当局による暫定的な救済が与えられることなく同上に規定する期間が満了したときは、当該物品の所有者、輸入者又は荷受人は、侵害から権利者を保護するために十分な金額の担保の提供を条件として当該物品の解放についての権利を有する。ただし、輸入のための他のすべての条件が満たされている場合に限る。当該担保の提供により、当該権利者が利用し得る他の救済措置が害されてはならず、また、権利者が合理的な期間内に訴えを提起する権利を行使しない場合は、担保が解除されることを了解する。

#### 第54条 物品の解放の停止の通知

輸入者及び申立人は、第51条の規定による物品の解放の停止について速やかに通知を受ける。

#### 第55条 物品の解放の停止の期間

申立人が物品の解放の停止の通知の送達を受けてから十執務日（適当な場合には、この期間は、十執務日延長することができる。）を超えない期間内に、税関当局が、本案についての決定に至る手続が被申立人以外の当事者により開始されたこと又は正当に権限を有する当局が物品の解放の停止を延長する暫定措置をとったことについて通報されなかった場合には、当該物品は、解放される。ただし、輸入又は輸出のための他のすべての条件が満たされている場合に限る。本案についての決定に至る手続が開始された場合には、合理的な期間内に、解放の停止を変更するか若しくは取り消すか又は確認するか等の決定について、被申立人の申立てに基づき意見を述べる機会の与えられる審査を行う。第1段から第3段までの規定にかかわらず、暫定的な司法上の措置に従って物品の解放の停止が行われ又は継続される場合には、第50条6の規定を適用する。

#### 第56条 物品の輸入者及び所有者に対する賠償

関係当局は、物品の不法な留置又は前条の規定に従って解放された物品の留置によって生じた損害につき、申立人に対し、物品の輸入者、荷受人及び所有者に適当な賠償を支払うよう命ずる権限を有する。

#### 第57条 点検及び情報に関する権利

秘密の情報の保護に害することなく、加盟国は、権限のある当局に対し、権利者が自己の主張を裏付けるために税関当局により留置された物品を点検するための十分な機会を与える権限を付与する。当該権限のある当局は、輸入者に対しても当該物品の点検のための同等の機会を与える権限を有する。本案についての肯定的な決定が行われた場合には、加盟国は、権限のある当局に対し、当該物品の荷送人、輸入者及び荷受人の名称及び住所並びに当該物品の数量を権利者に通報する権限を付与することができる。

#### 第58条 職権による行為

加盟国において、権限のある当局が、ある物品について知的所有権が侵害されていることを伺わせる証拠を得た際に職権により行動して当該物品の解放を停止する制度がある場合には、

- (f) 当該権限のある当局は、いつでも権限の行使に資することのある情報の提供を権利者に求めることができる。
- (g) 輸入者及び権利者は、速やかにその停止の通知を受ける。輸入者が権限のある当局に対し当該停止に関して異議を申し立てた場合には、当該停止については、第55条に定める条件を準用する。
- (h) 加盟国は、措置が誠実にとられ又はとることが意図された場合に限り、公の機関及び公務員の双方の適当な救済措置に対する責任を免除する。

#### 第59条 救済措置

権利者の他の請求権を害することなく及び司法当局による審査を求める被申立人の権利に服することを条件として、権限のある当局は、第46条に規定する原則に従って侵害物品の廃棄又は処分を命ずる権限を有する。不正商標貨物については、例外的な場合を除くほか、当該権限のある当局は、変更のない状態で侵害貨物の積戻しを許容し又は異なる税関手続に委ねてはならない。

## 第60条 少量の輸入

加盟国は、旅行者の手荷物に含まれ又は小型貨物で送られる少量の非商業的な性質の物品については、この節の規定の適用から除外することができる。